

Disclosure 2026

JA岩手県信連の現況



いつもあなたのそばに

 JAバンク岩手



Disclosure 2026

Contents

トップメッセージ	2
1 JA岩手県信連をご理解いただくために	3
経営方針	4
JAグループ・JAバンクシステム	6
事業の概況	9
地域貢献情報	15
業務の適正を確保するための体制	25
2 取扱業務のご案内	27
貯金業務のご案内	28
融資業務のご案内	30
為替・証券業務のご案内	32
その他サービスのご案内	34
手数料のご案内	35
3 財務内容のご報告	37
財務諸表	38
役員等の報酬体系	54
経営指標	56
損益の状況	57
貯金業務の状況	60
貸出金業務の状況	61
有価証券等の状況	66
為替・受託貸付金業務の状況	69
自己資本比率の状況（単体）	70
4 コンプライアンス等への取り組み	89
コンプライアンスへの取り組み	90
マネー・ローダリング等及び反社会的勢力等への対応	91
利用者保護への取り組み	92
カスタマーハラスメントへの対応	92
情報セキュリティへの対応	93
利益相反管理方針の概要	93
個人情報保護への取り組み	94
金融ADR制度への対応	95
金融円滑化への取り組み	96
内部監査体制及びリスク管理体制	97
5 当会のプロフィール	99
組織図・職員数	100
役員	101
店舗・会員数等	102
当会のあゆみ	103
6 索引	104

(※) 本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

(※) 計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していることから、増減等が表示上の計算と一致しない場合があります。

(※) 構成比は100に調整しております。

Top Message

トップメッセージ



経営管理委員会会長
伊 藤 清 孝



代表理事理事長
工 藤 孝 志

みなさまには、私ども岩手県信用農業協同組合連合会（愛称「JA 岩手県信連」）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会の業務運営方針や令和7年度の業績及び業務内容をご紹介しますため、ディスクロージャー誌「JA 岩手県信連の現況」を作成いたしました。ぜひご覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

当会は昭和23年の創立以来、農業専門金融機関並びに地域金融機関として、岩手県農業の振興・発展と、地域のみなさまの事業や生活向上に資するべく金融サービスの提供に努めてまいりました。

令和7年度は、世界経済に衝撃を与えた「トランプ関税」とされる相互関税から始まり、令和8年2月には米・イスラエル両軍によるイランへの大規模攻撃の開始を要因に、原油等の大幅な価格上昇を招き、世界がトランプ米大統領に翻弄された一年でした。また、国内政策金利が令和7年12月に引き上げられたほか、金融政策の正常化や物価の先高感に加え財政悪化懸念も相まって、長期金利も上昇するなど、金融環境が変動した年度となりました。

農業情勢では、「令和の米騒動」から一転、民間在庫の積み上がり等から業者間および小売価格も低下傾向となっております。また、中東情勢の不安定化により農業資材価格が上昇する等、農業を取り巻く環境は一層厳しい状況となりました。一方で、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が策定され、輸出拡大や食料自給率の新たな目標が示されたほか、「食料システム法」の全面施行に向け、適正な価格形成に必要な生産費の算定等が進められました。

そうした情勢にあるなか、当会は「持続可能な岩手農業の確立」と「農業・くらし・地域への金融仲介機能の発揮」に向けて、JAグループの一員として取り組んでまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

経営管理委員会会長 伊 藤 清 孝
代表理事理事長 工 藤 孝 志



1

JA岩手県信連を ご理解いただくために

経営方針.....	4
JA グループ・JA バンクシステム	6
事業の概況.....	9
地域貢献情報.....	15
業務の適正を確保するための体制.....	25

JA岩手県信連をご理解いただくために

経営方針

経営方針は、将来進むべき方向性を示すもので、価値観の拠りどころとしての「経営理念」と理想とする将来像としての「基本目標（ビジョン）」からなります。私どもは、この経営方針のもと経営活動を遂行してまいります。

経営理念

私たちにとって目的は何か、最も大切なものは何か、どのように行動すべきか

～ 存在意義として ～

私たちは、協同組合精神のもと地域金融機関として、
JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、
併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献します。

～ 経営姿勢として ～

私たちは、JAバンクの一員として、
コンプライアンスをモットーに安定的で健全な経営を目指します。

～ 行動規範として ～

私たちは、信頼に対し「信用・奉仕・創造」をもって行動します。

基本目標

経営理念の実現に向けた3か年で目指す姿
(第20次経営3か年計画における基本目標)

JAバンク岩手の「農業・暮らし・地域への金融仲介機能発揮」をさらに徹底・前進させ、利用者満足度向上、顧客基盤維持・拡大、利益確保を達成することにより、JAの経営基盤が確立・強化されている。

農業法人および食農関連企業の成長支援および農業融資強化に取り組むことにより、食と農を基軸に地域に根ざした金融機関として農業・地域の活性化に貢献できている。

許容リスク量を踏まえた調達と運用の最適化や的確なリスク管理により、収益性と健全性を両立した資産アロケーションや資金ポートフォリオを構築し、外部環境の変化にも柔軟に対応可能な経営態勢を確立したうえ、安定した収益を確保できている。

上記基本目標を実践する専門人材が確保されるとともに、一層の業務効率化が実現されている。

基本戦略

基本目標達成のための戦略の柱

JAバンク岩手中期戦略達成に向けたJA指導の実践

農業法人・食農関連企業の成長支援および農業融資強化

的確なリスク管理による資産アロケーション・資金ポートフォリオの構築および内部管理態勢の強化

上記を実践する専門人材の育成・確保と業務効率化

JA岩手県信連をご理解いただくために

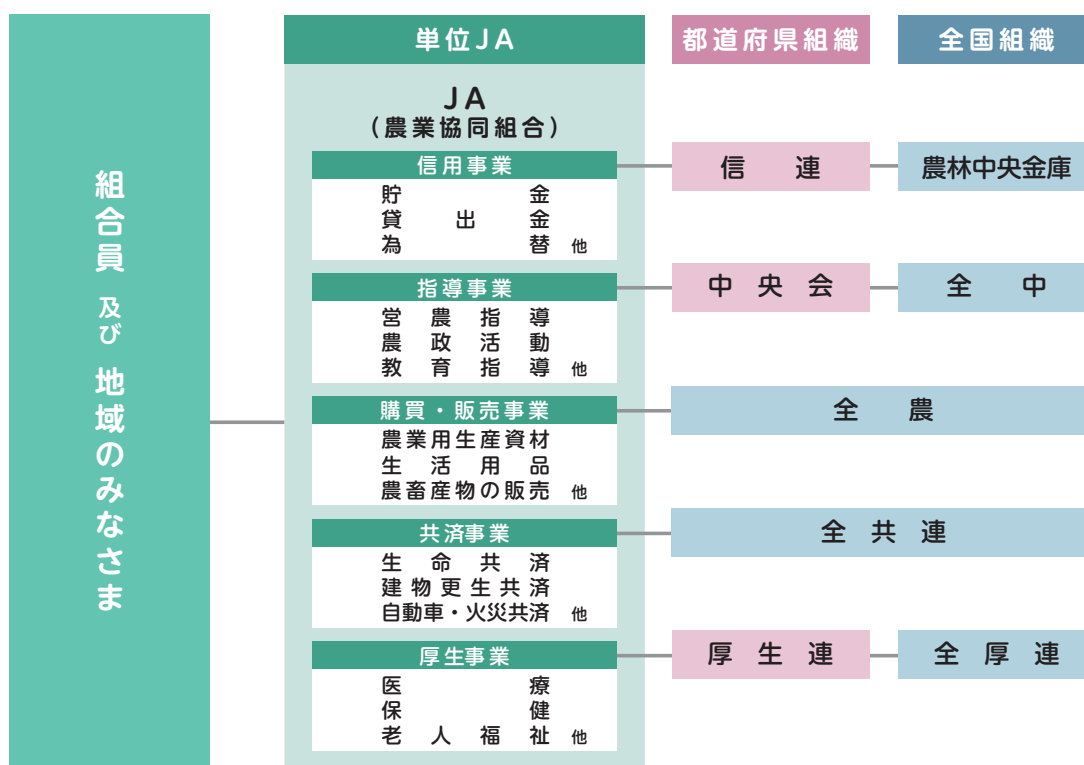
JAグループ・JAバンクシステム

JAグループの
概 要

JA グループは、「単位JA」と「都道府県組織」及び「全国組織」により構成されています。都道府県組織及び全国組織は、総合事業を営む単位JAの業務をサポートする役割を担っております。

JA グループがこのような組織形態となっているのは、協同組合活動はお互いに助け合い共に向上していこうという「相互扶助」の精神に基づくものだからです。当会もこの「相互扶助」の精神に基づき、JA 組合員をはじめ地域のみなさまに気軽にご利用いただける、親しみあるJA バンクを目指してまいります。

《JAグループの概要》



岩手県内7JA62店舗^(※)
(信用事業を営むJA)

(令和8年6月30日現在)

(※) 本所・本店を含み同一建物内の店舗を1とする。

JAバンク システム

平成14年1月に施行された再編強化法（※）に基づく「JAバンク基本方針」に則り、全国段階では農林中央金庫に「JAバンク中央本部」を、県段階では当会の中に「JAバンク岩手県本部」を設置し運営しております。

これは、「破綻未然防止システムによるJAバンク会員の経営健全性確保」と「スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す一体的事業運営」を2本柱とする「JAバンクシステム」を確実に運営していくための仕組みです。

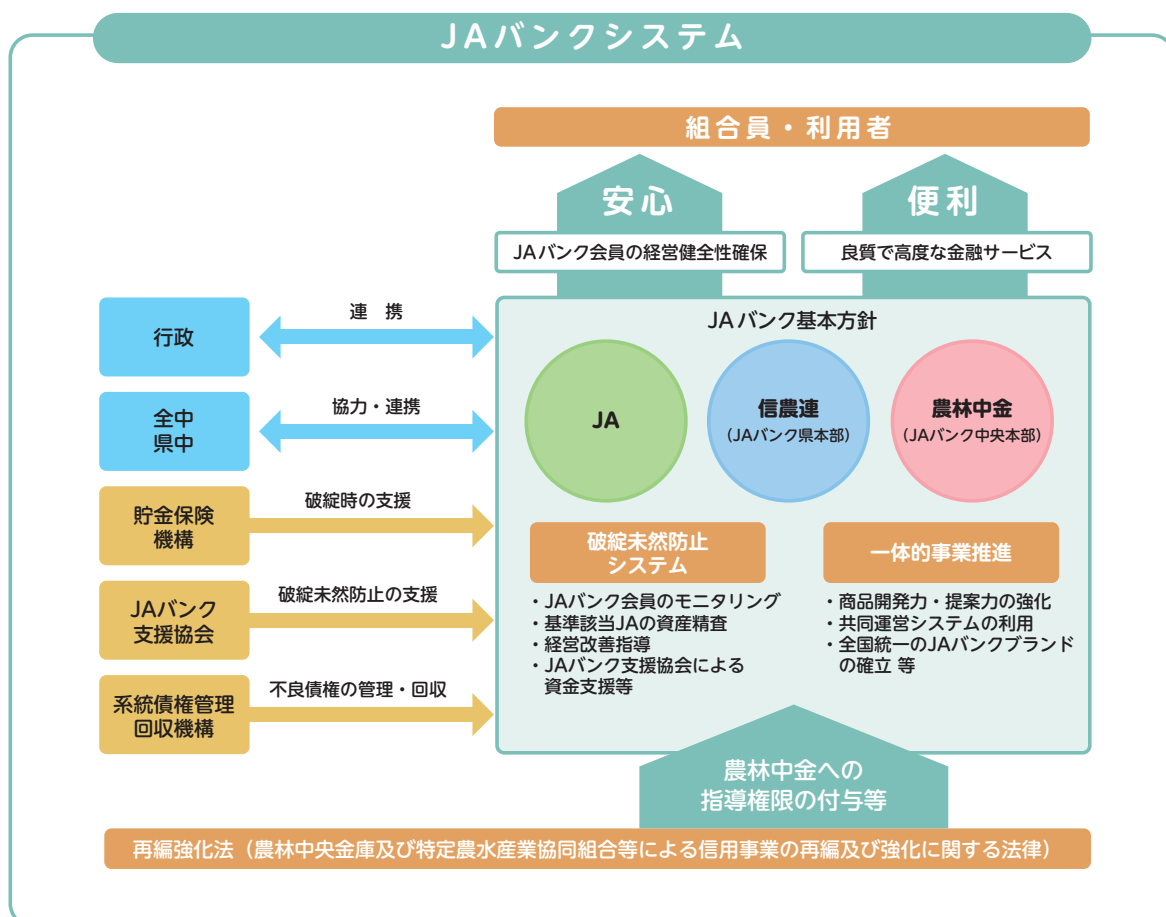
JAバンク岩手県本部の取り組みとしては、個々のJAの財務状況、業務体制等にチェック（モニタリング）を行い、経営上の問題点の早期発見に努めるとともに、モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAに対する経営改善指導等を行います（破綻未然防止システム）。これにより、より効果的で健全性の高い経営を目指しております。

（※）再編強化法とは

「JAバンクシステム」が確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です。

（正式名称:「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）

《JAバンクシステムの仕組み》



「JAバンク・セーフティーネット」の仕組み

より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。

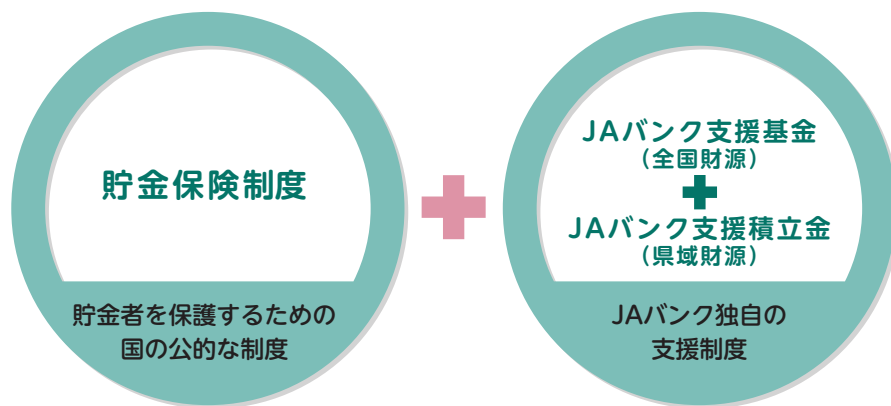
まず、公的制度である「貯金保険制度」があります。

さらに、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金(※)」があります。

この2つの仕組みによって組合員・利用者のみなさまにより一層の「安心」をお届けいたします。

(※) 令和7年3月末における残高は1,653億円となっております。

JAバンク・セーフティーネットの仕組み



貯金保険制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金等が加入しております。

この制度は政府・日銀・農林中金・信連等の出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JA等から収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合等に貯金を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、「預金保険制度」(銀行・信金・信組・労金等が加入)と基本的に同じです。

なお、貯金保険機構の責任準備金残高は、令和7年3月末現在で4,861億円となっております。

JAバンク支援基金等

JAバンクの健全性維持を支援するため、JAバンク独自の取り組みを行っております。

全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要な支援(資本注入等)を行います。

また、万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助等も国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

JA岩手県信連をご理解いただくために

事業の概況

わが国経済は、米国の関税政策による下押しや物価上昇の影響を受けながらも、緩やかな回復傾向をたどりました。

物価上昇率が2%目標の持続的・安定的な実現に近づき、米国の関税政策などをめぐる不確実性もやや後退したことから、日本銀行は金融緩和の調整として令和7年12月に利上げを行い、政策金利を0.75%としました。

県内経済は、住宅投資等一部で弱めの動きとなったものの、個人消費や生産活動、設備投資を中心に持ち直しの動きが継続しました。

農業分野では、米の集荷競争の過熱や生産コストの上昇により、概算金が本県主力品種で過去最高額となったものの、需給の緩和等から足元では業者間取引価格および小売価格ともに低下傾向にあります。令和7年4月には、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく初の「食料・農業・農村基本計画」で、令和12年までに農林水産物・食品の輸出を5兆円、食料自給率をカロリーベースで45%等の目標が設定されたほか、令和8年4月の「食料システム法」全面施行に向けて、適正な価格形成に向けた生産費の算定作業等が進められ、農林水産物の持続的な供給の実現に向けた取り組みが本格化しました。

このような情勢のもと、当会は、第20次経営3か年計画の初年度として、4つの重点事項を掲げて、各種施策に取り組みました。

以下に令和7年度の主な事業の概況について報告します。

当 会 の 事 業 概 要 と 業 績

第20次経営3か年計画の初年度として、「JAバンク岩手中期戦略達成に向けたJA指導の実践」、「農業法人・食農関連企業の成長支援および農業融資強化」、「的確なリスク管理による資産アロケーション・資金ポートフォリオの構築および内部管理態勢の強化」、「専門人材の育成・確保と業務効率化」に取り組みました。

預貯金獲得競争の激化に伴うJA貯金増強に向けた貯金対策特別奨励を講ずる等、会員JA等に対する奨励金35億円（JA向け推進奨励含む）を還元したうえで、4億円規模の当期剰余金を計上することができました。

各業務については、以下のとおりです。

金融推進業務

JAバンク岩手の農業・くらし・地域への金融仲介機能発揮のため、以下のとおり取り組みました。

1 JA貯金等

地域のみなさまに選ばれ成長し続けるJAバンクの実現を目指し、夏期・秋期・年末特別推進運動や年金関連推進運動の企画推進のほか、JAの相続・資産運用関連セミナーの開催支援や職域推進支援等を通じ、地域のみなさまの相談ニーズに応えました。その結果、年間平均残高では1兆1,227億円となり、1兆円台を確保しました。

また、高齢化の進展や相続ニーズの高まりを受けて、JA向け勉強会や相続相談体制の整備、税理士法人等専門家と連携した相談対応を通じ、組合員・利用者の円滑な資産承継の支援に努めました。

2 JA貸出金

JAが展開する出向く活動の強化に向けて、農業法人アプローチ先や大規模農業者に対する訪問活動に加え、担い手コンサルティングの実践活動もJAバンク岩手農業金融センターの職員が同行訪問し支援を行っています。

また、当会における「保証料助成事業」のPRや、農林中央金庫との提携による「JAバンク利子補給」の活用による融資推進を展開するとともに、「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」の開催を通じた情報提供を行い、農業担い手の支援に取り組みました。各種ローンについては、住宅ローンやマイカーローン等、JAバンク岩手一体となった統一推進運動を展開し、地域のみなさまの多様な資金ニーズに応えました。

3 JA指導

JAのガバナンス強化及び信用事業計画の達成に向けて、各JAの月次・半期実績検討会に参画し、事業計画や各種推進項目の進捗管理、課題等への対策の支援及び指導を行いました。

また、JA指導方針を策定し、利用者接点再構築の考え方を踏まえた推進活動等の実践による目標管理・行動管理の方法や店舗別収益管理、総体的なリスク量管理（金利リスク、信用リスク等）について指導を行うことにより、JAごとの特性を踏まえた体制強化・推進指導

による信用事業のマネジメント強化に取り組んだほか、マネロン・金融犯罪対策について、令和7年度下期よりJAバンク一体となった取り組みを実施しました。組合長トップメッセージや県域及びJAMネロン・金融犯罪対策リーダー設置を通じた意識醸成と、事務指導強化や事例展開等を通じた現場での実践を両輪として取り組みを実施しました。加えて、マネロン等リスク管理の態勢を維持・高度化させるため、会員JAのマネロン等対策にかかる有効性検証を実施しました。

さらに、JAバンク基本方針に基づく財務モニタリング、体制整備モニタリングを実施し、これらを通じてJAの経営状況及び体制整備状況等を把握することで、経営改善指導、事務リスク管理態勢の整備指導を行いました。具体的には、余裕金運用にかかるリスク管理について、これまで以上にリスク管理高度化が必要な状況であることから、JAのALM委員会へ参画のうえ、ALM運営の改善提案に取り組みました。

また、事務処理水準の維持と更なる向上を目指し、JAの事務指導部署と連携して自店検査の定着状況の確認・支援及び指事務処理水準の確認・指導を行うことで、事務管理態勢の整備・強化に取り組みました。

4 JA信用事業の人材育成

JAバンク岩手中期人材開発計画に基づき、組織・事業を変革するリーダーの育成と階層別能力開発及び利用者から選ばれ信頼される人材育成をめざし、各種研修を体系化し実施しました。

専門的知識を有する職員の早期育成策として、平成23年度より導入した「資格認証制度」については、新たに延べ20名を認証し、認証者数は延べ256名となりました。

また、農業経営者からの専門的な相談に対応できる職員の育成に力を入れており、平成21年度から「農業経営アドバイザー」資格の取得を積極的に進めております。資格取得者は令和8年3月末時点において155名となり、さらに難関である「農業経営上級アドバイザー」資格についても、これまでに1名が取得しております。

貯金業務

会員、准会員、個人、地方公共団体からの貯金預入により、期末残高では7,661億円（前年度比94億円増加）、年間平均残高では7,733億円（同437億円減少）となりました。

融資業務

会員、准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、地方公共団体等に対する融資を行いました。地方公共団体への融資残高が減少したものの、米概算金大幅引上げに伴い、正会員向けの貸出が増加したことで、期末残高では1,422億円（前年度比117億円増加）、年間平均残高では1,324億円（同43億円減少）となりました。

また、農業法人からの資金相談に対応し、令和7年度の農業資金新規貸出実行額（長期資金）は14億円となりました。

その他、既往取引先4社に対して、現状分析から課題を把握する等、担い手コンサルティングの取り組みを実施しました。

為替・決済業務

為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、利用者へのサービス強化に努めるとともに、JAに対する国庫金振込にかかる事務検査等を行い、事務処理の向上を図りました。

余裕金運用業務

預け金については、安全性と流動性を確保することに重点を置いて、系統預け金を中心とした資金運用を行い、期末残高では4,357億円（前年度比164億円減少）、年間平均残高は4,667億円（同511億円減少）となりました。

金銭の信託等を含む広義の有価証券については、債券を中心とした運用を行い、期末残高では1,826億円（同98億円増加）、年間平均残高では1,835億円（同5億円減少）となりました。

受託業務

日本政策金融公庫資金（農林水産事業）は、認定農業者等を対象とした貸出に対応した結果、新規実行額は6億5千万円となりました。

住宅金融支援機構資金では、取扱開始から15年目となった東日本大震災の被災者に対する災害復興住宅融資は、防災集団移転促進事業での住宅再建が進み、新規貸出はありませんでした。

電算情報業務

全国統一の「JASTEMシステム」を使用し、利用者のみなさまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスの提供に努めました。

持続可能な JA経営基盤 の確立・強化 に向けた 取り組み

JAいわてグループは、令和6年11月、従来の自己改革の取り組みを継続しつつ、現状の農業・地域社会・JAをめぐる情勢や課題を踏まえ、中長期（10年後）を見通したJAいわてグループが共通かつ優先的に取り組むべき方針を設定のうえ、主要な取り組みとして、「食料・農業基盤の確立」「地域・組織・事業基盤の確立」「健全・強固な経営基盤の確立」「協同組合運動を担う人づくり」「農業・JAへの理解と共感の醸成」を5つの柱として位置付け、SDGsやDXの考え方を踏まえながら、組織をあげて取り組んでいくこととしました。

当会においては、JAにおける農業経営コンサルティングの取り組み支援や出向く体制の強化・高度化をサポートする等、金融仲介機能の発揮に取り組むほか、JAのライフプランサポート実践に向けた体制づくり・人材育成・商品提案にかかる支援、デジタルツールの普及及び店舗再編後の利用者接点のあり方を検討し、JAの実践について支援することとしております。

以下に、JAバンク岩手の主な取組内容を紹介します。

1 農業所得増大と地域活性化への取り組み

(1) 「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」の実践 農業者の所得増大に資する施策

保証料助成事業

設備投資や農業機械等の購入等にかかる農業資金借入の際の保証料助成を行い、農業者の財務負担軽減・経営安定化対策を実施しております。

JAまたは信連から農業近代化資金、担い手強化資金、アグリマイティー資金、新規就農サポート資金の農業資金を借入れ、農業信用基金協会の債務保証料を一括前払いにて支払った借入者に保証料の全額を助成するもので、農業者の借入負担の軽減を図ることにより、農業経営の安定化を図ります。

2025年度

JAいわてグループ農業担い手サポート事業
農業資金保証料助成のご案内

JAでは農業者の皆さまの借入負担を軽減するため、下記の農業資金の借入にかかる保証料の全額を助成いたします！

保証料負担 0 円

■対象農業資金

- ・農業近代化資金
- ・アグリマイティー資金
- ・担い手強化資金
- ・新規就農サポート資金

■事業実施期間
2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

■対象者
対象農業資金を期間内に借入れ、岩手県農業信用基金協会の保証料を一括前払いにて支払った方。
なお、当初借入金額が100万円未満および短期資金（借入期間が1年以下）については、保証料助成対象外となります。

※助成期間には上限があります。そのため、多額の申請があった場合には助成要件を満たしていても助成制度が受けられない場合があります。

お問い合わせがございましたら、お近くのJA窓口またはJA岩手県農業アドバイザーまでご連絡ください。
JA TEL: 0120-025-271 ファク: 0120-025-271

農業資金保証料助成のご案内

2 JAによる組合員への訪問活動強化に資する環境整備への取り組み

(1) タブレット端末の継続活用・機能強化支援

組合員等利用者のライフステージやニーズにあわせた最適な金融商品の提案や、高品質な金融サービスの提供により、現場営業強化や顧客満足度向上を図るべく、推進ツールとしてのタブレット端末を県内JA全渉外担当者に導入しております。また、タブレット端末を活用することで、渉外担当者の事務効率化・省力化による的確な商品サービス提案に役立てております。

3 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献への取り組み

(1) JA店舗運営等の体制構築支援

店舗・ATMの再編検討・実施及び再編後の組合員・利用者の利便性、満足度向上に向けた体制構築を支援しました。

(2) JAバンクアプリ

通帳の代わりに、残高や入出金明細、授信残高等を簡単に確認できるサービスです。PayBや通帳レス等の機能がアプリ内で利用できるほか、JAバンクアプリ プラスやネットローン、授信非対面取引をはじめ、JAバンクのほぼすべての非対面取引にアクセス可能となっております。

(3) JAバンクアプリ プラス

JAネットバンクのサービスがアプリで利用できるほか、新規口座開設や諸届変更のアプリ受付、プッシュ通知等の機能が追加されたアプリ版のサービスです。残高照会や振込・振替、公金収納といった利用頻度の高い取引がアプリ内で完結できるようになっております。

(4) JAファンの拡大・新たな利用者の開拓

農業応援金融商品の企画・販売による県産農畜産物の消費拡大や消費者と生産者をつなぐサービス提供の一環として、県下統一の貯金キャンペーンでは県産フルーツセットや「いわて牛」等を活用し運動を展開しました。各JAにおいても独自でキャンペーンを企画し、JAならではの特産物を特典とした商品の販売を実施しました。

また、JA直売所の利用者拡大を図るとともに、農業者の所得向上に資する取り組みとして、JA直売所でのJAカード利用5%割引、さらに期間限定で10%割引を展開しました。



(5) 地域貢献への取り組み

高齢者や子ども向けの各種イベントに加え、組合員等に対する資産活用相談や相続相談機能を強化するために、各種セミナーを実施しております。

また、地域住民や農業関係者の金融リテラシー向上を目的として、岩手県立農業大学校で学生等約100名を対象に金融教育を実施しました。資産形成の必要性や、株式投資の仕組み、長期分散投資について詳しく解説しました。

さらに、組合員・利用者の相続相談ニーズに対応するため、相続相談セミナーを開催するとともに、税理士法人と連携し、相続に関する専門的な相談体制の充実に取り組んでおります。



岩手県立農業大学校での講義の様子



JA岩手ふるさとでのセミナーの様子



JAおふなと 移動店舗「ふれ愛・きずな号」

(6) 移動店舗の運行

店舗統廃合によるサービス低下や災害時における臨時店舗機能を具備するため、移動店舗の運行を行っております。

令和7年度末現在では、JA新しいわて、JAいわて花巻、JA岩手ふるさと、JAおふなと、JAいわて平泉の5JAにおいて運行しており、地域のみなさまへの金融サービスの提供を通じた地域貢献に取り組んでおります。

4 JAバンク岩手の取り組みにかかる広報・PR活動の強化

岩手県内の農業者の取り組みを「いわて未来農業創造人」として取り上げ、当会ホームページで紹介したほか、SNSを活用した農畜産物のプレゼントキャンペーンを企画し、岩手の農業の魅力発信・PR強化に取り組んでおります。

令和7年度は多くの若年層に農業の魅力やJAバンクをPRするため、野外音楽イベント「CHAGU CHAGU ROCK FESTIVAL」へ協賛、ブース出展しました。イベントブースでは、県内農業者の紹介動画「いわて未来農業創造人」の動画出演者が生産したリンゴやトマトを使ったジュースの配布や、いわて牛が当たる抽選企画を行い、農業や県産品の魅力を多数の来場者へPRしました。



JAの組合員のみならず、広く地域のみなさまにサービス内容をご理解いただき有効にご利用いただくために、これまで以上に広報・PR活動を強化するとともに、マスメディアに対しても広くリリースすることによってJAグループへの理解向上に努めます。

JA岩手県信連をご理解いただくために

地域貢献情報

[地域への貢献]

当会は、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

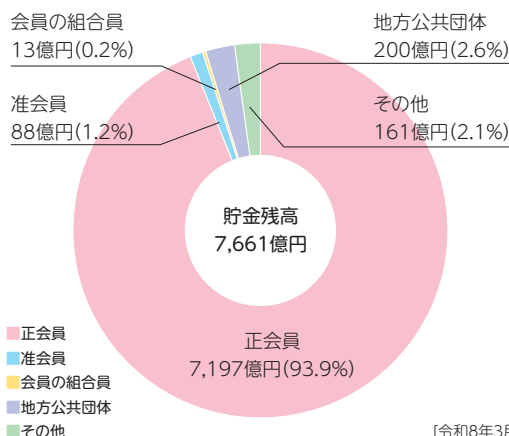
当会は、農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援等の金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員や地域のみなさまからの大切な財産である貯金を源泉としております。

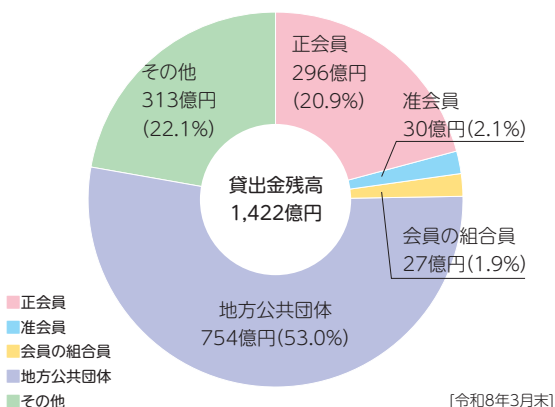
■ 貯金残高の内訳



地域への資金供給の状況

当会では、会員・准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、岩手県をはじめとする地方公共団体、さらには地域経済を支える地元企業のみなさまにも様々な用途の資金をご用意し、幅広い融資を行っております。

■ 貸出金残高の内訳



金融商品・サービス提供による地域貢献

JAバンク岩手では、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供による地域貢献への取り組みとして、県産農畜産物の消費拡大につながる下記商品等の取扱いを実施しました。

「JAバンク岩手夏・秋・冬キャンペーン」

令和7年6月～12月の期間、定期貯金の新規ご契約10万円ごとに抽選権1口とするキャンペーンを実施しました。

夏は岩手県産フルーツセット(りんご、シャインマスカット)、秋は県産ブランド米といわて牛・県産豚肉焼肉セット、冬はいわて牛すき焼きセットを抽選で進呈し、岩手県産農畜産物の魅力発信にもつなげました。



夏キャンペーン



秋キャンペーン



冬キャンペーン

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」

私たち岩手県信用農業協同組合連合会(以下「当会」といいます。)は、協同組合精神のもと地域金融機関として、県下JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域社会の発展に貢献することを理念として掲げております。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1 お客さまへの最適な商品提供

- (1) 当会では、長期投資に適した投資信託の厳選した商品ラインアップ(JAバンクセレクトファンド)により、社会情勢やお客さまの多様なニーズにお応えするための商品をご提供しております。

当会では農林中央金庫がJAバンクセレクトファンドを対象に半期ごとに実施している定期モニタリングの評価を参考とし、お客さまのニーズに合った商品を取入れております。なお、パフォーマンスが芳しくない場合は取扱いを行わない等、各種規程類、新規商品・新規業務等検討委員会で商品ラインアップの見直しを行うこととしております。なお、当会は、金融商品の組成に携わっており、商品選定の際には、プロダクトガバナンス(※)の実効性が確保された投資運用会社が組成したものから選定します。

製販全体で利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、農林中央金庫を通じて、金融商品を購入した利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

- (※)金融機関が顧客に良質な金融商品やサービスを提供するため、当該商品の組成や運用を適切に行うこと。

2 お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 当会では、お客さまの属性や「適合性の原則」に基づき、金融知識・投資経験・財産状況および投資目的に照らし、ご意向確認書等

の活用によりお客さまと十分に対話をしたうえで、ニーズに沿った適切な商品をご提案します。

また、お客様の最適な資産形成のため税制優遇制度「NISA」や「iDeCo」等を取扱い、長期・積立・分散投資を推奨いたします。

- (2) お客さまの投資判断に資するよう、「資産運用ガイダンス」や「セレクトファンドマップ」等を活用し、取扱ファンドの特徴、購入後の元本が保証されないリスク等に関してわかりやすくご説明し、お客さまの購入ファンド絞込みが少しでも容易になるよう心掛けます。

また、お客さまにご負担していただく手数料に関しても目論見書等を活用し、丁寧かつ分かりやすいご説明に努めます。

3 利益相反の適切な管理

- (1) 当会では、商品内容や重要情報をわかりやすくご提供することを目的とした「重要情報シート」を活用してご説明しております。また、お客さまへの商品提供や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切な管理を行います。

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 当会では、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築するため、各種研修の受講や勉強会の実施、FP資格の取得に取組みます。

SDGs（持続可能な開発目標）の取り組み

当会は、協同組合精神のもと、「岩手の農業と地域経済の発展に貢献」「安定的で健全な経営」「信用・奉仕・創造」の経営理念に基づき、事業活動を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

なお、次項からの地域密着型金融への取り組み及び文化的・社会的貢献活動において、SDGsの目指すべきゴールを示したアイコンを記載しております。



SDGs（持続可能な開発目標）とは Sustainable Development Goalsの略

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標。17のゴール（目標）から構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

[地域密着型金融への取り組み]

JAの担い手金融リーダーと連携した各種取り組み

当会では、JAの担い手金融リーダーと連携し、担い手農家や農業法人等のみなさまに対して、幅広い金融サービスや相談対応を実施しております。

●担い手金融リーダーの育成と実践支援

JAの担い手金融リーダー等の人材育成に向け、計画した各種研修会の実施に加え、担い手金融リーダー協議会を通じた担い手コンサルティング（財務分析、ヒアリング、ソリューション提案）への取り組みや、農林中央金庫による農業分野における人材育成施策（集合型研修）へ積極的に参加し、知識やスキル向上に取り組みました。

●農業法人経営者セミナー・農業資金説明会

県内の農業法人等に向けた情報提供の一環として、県外の農業法人経営者を講師に招き「第13回JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」を開催したほか、岩手県農協青年組織協議会との更なる関係構築に向けた農業資金説明会を各JAで開催しました。



「第13回JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」にて



「借入相談説明会」にて

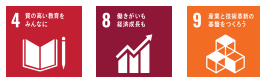


マネジメントゲーム (MG) 研修の開催

当会では、岩手県内の農業経営者の経営力向上及び担い手金融リーダーのコンサルティング能力の向上を目的に、マネジメントゲーム (MG) 研修を開催しました。一人ひとりが経営者となり、ゲームを通じて企業活動や資金繰り・決算書作成を疑似的に体験することで、経営に重要なポイントや考え方を学びました。



「マネジメントゲーム(MG)研修」にて



JAバンクアグリサポート事業

当会では、JAバンクアグリ・エコサポート基金が行っている農業振興や環境保全に貢献するJAバンクアグリサポート事業を活用し、次の2つの事業を中心とした活動を通じて、岩手の農業と地域社会の貢献に取り組む活動を展開しております。

●農業法人に対する支援

出資による自己資本増強を通じて、農業法人の更なる発展と円滑な事業承継を支援

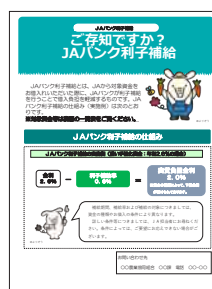
●農業及び地域社会に貢献する取り組み

JAが行う食農教育等の活動に対し、教材本贈呈・助成・情報発信等を実施



JAバンク利子補給事業

JAバンク独自の制度として、営農にかかる運転資金や農業機械等の購入時にJAから資金をお借入いただいた方に対し、利子補給を実施しております。利子補給は最大1%、最長で5年間です。



令和8年4月～12月 JAバンク借手 利子補給対象資金			
資金名	補給率	補給期間	補給条件
農業用運転資金	2%	5年間	農業用運転資金として利用された資金に限り、補給対象となる。補給対象となる資金は、JAバンクから借入された資金に限る。
農業機械等購入資金	2%	5年間	農業機械等購入資金として利用された資金に限り、補給対象となる。補給対象となる資金は、JAバンクから借入された資金に限る。
一般事業資金	8%	5年間	一般事業資金として利用された資金に限り、補給対象となる。補給対象となる資金は、JAバンクから借入された資金に限る。
その他資金	8%	5年間	その他資金として利用された資金に限り、補給対象となる。補給対象となる資金は、JAバンクから借入された資金に限る。

「保証料助成事業」及び「JAバンク利子補給事業」のPR活動

当会では、担い手農家や農業法人等のみなさまへの「保証料助成事業」及び「JAバンク利子補給事業」の普及拡大を目的に、JA江刺本所特設会場で開催された「JAいわてグループ農業機械フェア2025」及びツガワ未来館アピオで開催された「第78回岩手県全国農業機械実演展示会」でPR活動を行いました。



「JAいわてグループ農業機械フェア2025」にて



「第78回岩手県全国農業機械実演展示会」にて

農業資金相談への対応

当会では、岩手県農業公社が主催した「新農業人フェア in いわて」に農業資金相談ブースを出展し、新規就農を目指す方へ就農資金の情報提供・相談対応を行いました。



「新農業人フェア in いわて」にて

6次産業化への支援

当会では、農業・農林振興や6次産業化等に貢献するため、農業金融センターを中心に専門的な相談対応を行うとともに、岩手県等と「いわて食の大商談会2025」を主催し、ビジネスマッチングへの対応も行いました。



「いわて食の大商談会2025」にて

SDGs・みどりの食料システム戦略への対応

当会では、みどりの食料システム戦略が掲げる環境負荷低減農業の実現に向けた対応力強化を図るため、株式会社TOWING及び関連団体と包括連携協定を締結し、同社が製造・販売する高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」の県内農業者への普及推進に向けた取り組みを展開しました。

また、Jクレジット制度における「水稻栽培における中干し期間の延長」について、県内JAグループと連携した取り組みを展開しました。



「中干し期間延長の取り組み」

アグリネットワーク2026青年の集いの開催

当会では、仲間や先輩等との情報交換の場を提供し、レベルアップへと繋げることを目的に、若手農業者や新規就農者を対象とした交流会を、岩手県農村青年クラブ連絡協議会、岩手県及び日本政策金融公庫盛岡支店と共催で開催しました。

県内の農業従事者によるプロジェクト発表を行ったほか、ワークショップでは「農業経営改善に向けた研究」をテーマに、若手農業者、行政関係者、金融機関職員がグループごとに多様な視点から活発な意見交換を行い、有意義な集いとなりました。



金融円滑化に向けた取り組み

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割の一つ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」といいます。）は、平成25年3月末を以って終了しましたが、金融円滑化法終了後も、金融円滑化に向けた基本方針を継続しております。引き続き、お客さまからのお借入条件等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるよう、お客さま本位の姿勢で丁寧かつ真摯に対応してまいります。



経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

〔文化的・社会的貢献活動〕

第43回岩手県U-11サッカー新人大会（JAバンク岩手 JAバンクカップ）

県内から77チームが参加し、各地で白熱した試合が繰り広げられました。参加者には県産牛乳を配布したほか、食育マンガ「ごはんをたべよう!」を制作・配布することで、岩手県のブランド米「銀河のしずく」のPRと、米を食べることの大切さを広く発信しました。



「JAバンク岩手 JAバンクカップ」にて

岩手県協同組合間提携協議会の取り組み

JA岩手県五連や県生協連、JF県漁連、県森連等10団体で構成する岩手県協同組合間提携協議会では、県内の協同組合が一体となり、組合員の経済生活の向上と組織の発展に寄与することを目的として提携活動を展開しております。

令和7年度は、昨年に引き続き釜石市尾崎半島の大規模林野火災跡地の森林復興に向けた植林活動等を行いました。



無料年金相談会の実施

令和7年度は、5JA18店舗で社会保険労務士による無料年金相談会を開催し、これから年金を受け取る予定の方や既に年金を受け取っている方の変更に必要な手続き、働きながら受け取る年金の仕組み等について、多くのみなさまの相談に応じるとともに、各種手続きのお手伝いをいたしました。



産学官連携の取り組み

JAいわてグループでは、岩手県農業の振興を図ることを目的に、経営力の高い先進的な農業経営者を育成するため、岩手県、岩手大学と連携し、「いわてアグリフロンティアスクール (IAFS)」を運営しております。令和7年度は、認定農業者や後継者等27名が、アグリビジネスのプロフェッショナルである「アグリ管理士」を修得すべく、経営管理や農業生産管理、マーケティング等のカリキュラムを受講されました。

令和7年度までに延べ837名が受講し、当会職員5名を含む447名が「アグリ管理士」に認定されました。



JAバンク岩手食農教育応援事業

子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、JAバンクで制作した補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」を岩手県教育委員会を通じ、県内257校の小学校5年生（特別支援学校含む）に10,618冊贈呈しました。

また、岩手県版食育教材本「いわてアグリBOOK～お米が食卓に届くまで～」を岩手県農協青年組織協議会と共同で制作し、県内小学校5年生に8,661冊贈呈しました。



「岩手県教育委員会への教材本贈呈」にて



地域行事への参加

身近で親しまれる地域金融機関となるよう、「盛岡さんさ踊り」をはじめとする地域行事に、地域の一員として積極的に参加し、地域のみなさまとの交流を大切にしております。



「盛岡さんさ踊り」(令和7年8月)

友信会活動

友信会は、当会と融資のお取引をいただいている各企業を会員とし、金融の円滑化を図ると同時に、会員相互の親睦交流・情報交換の場を提供することを目的として運営しております。令和7年度は「中小企業が生き抜くための経営改革と人材育成」をテーマにセミナーを開催しました。

(会員数：101社 令和8年3月31日現在)



岩手県学校農業クラブ連盟大会への支援

農業高校で学ぶ高校生が日ごろの学習成果を披露する「岩手県学校農業クラブ連盟大会」（県学校農業クラブ連盟主催）において、「プロジェクト発表会」の各分野の最優秀賞受賞校に対し、「JAバンク賞」として賞状と副賞を授与し、将来の農業を担う生徒を後押ししております。



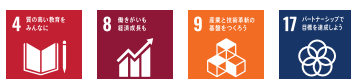
「岩手県学校農業クラブ連盟大会」にて

JAバンク岩手推進大会

令和7年8月7日、盛岡市内において、県内JA役職員135名の参加のもと、「令和7年度JAバンク岩手推進大会」を開催しました。

JAバンク岩手中期戦略（令和7～9年度）では、持続可能な岩手の農業や、より豊かでくらしやすい地域共生社会の確立に向け、「農業・くらし・地域」における課題に対し、金融仲介機能を積極的に発揮していくためにJAバンク岩手中期戦略に掲げる各種重点項目の着実な実践に丸となって取り組んでいくこととしていました。

本大会はこれを踏まえ、令和7年度のJA役職員の目標必達意識の醸成・統一を図ることを目的に開催したものです。また、同大会において、令和6年度に優れた業績を挙げた県内JAの優績店舗等が表彰されました。



「令和7年度 JAバンク岩手推進大会」にて

各種協議会通常総会

JAバンク岩手渉外担当者協議会は、令和7年6月に通常総会を開催し渉外活動における意識統一を図るとともに、農林中央金庫の原田氏を招き、「ライフプランサポートの意義」について講演会を実施し、ライフプランコンサルティングや資産形成の必要性について改めて学ぶ機会となりました。また、令和7年9月には生前の相続相談、11月には円滑なコミュニケーションの取り方や提案軸での推進手法について、令和8年2月には税制改正のポイントについて研修会を実施し、組合員・利用者のニーズに応えるためのスキルアップを図りました。



「JAバンク岩手渉外担当者協議会」にて

農作業支援の取り組み

社会貢献活動の一環として、農業法人で人手が必要となる時期に職員を派遣し、農作業の支援を行いました。



県内農業法人での農作業風景

フードドライブの取り組み

雨天中止となったグラウンド・ゴルフ大会の景品としてJA及びJA関連団体から提供いただいた食料品と、当会役職員から募った食料品を合わせた計527点を、子ども食堂の運営団体等で構成される「子どもの居場所ネットワークいわて」に寄付しました。



「フードドライブ贈呈式」にて

障がい者福祉支援の取り組み

来客用に提供している珈琲は、社会福祉法人千晶会の夢つむぎ城南（就労継続支援B型事業）で製造している自家焙煎の珈琲豆を使用しております。利用者が「よろこび」と「生きがい」を得られるよう活動支援を行っている事業所からの商品の購入を通じて、当会でも障がい者福祉を支援しております。



夢つむぎ城南にて販売している自家焙煎珈琲

JA岩手県信連をご理解いただくために

業務の適正を確保するための体制

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

＜内部統制基本方針＞

1 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンスにかかる基本方針、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事及び監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては事前に本会のコンプライアンス全般にかかる統括部署であるリスク管理部が審査を行う。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署及び外部の法律事務所に相談・情報提供できるヘルプラインを設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策について、「マネー・ローndリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (6) 財務報告に係る規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
- (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間及び管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事又は監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針及びプロセスを定め、管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割・責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、適切なコントロールを行うリスク資本に関するマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例又は随時の経営課題等の会議体を設置し、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を付託する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5 本会及びその子法人等からなる集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 本会グループにおける業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、本会と各グループ会社の間において協議又は報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6 内部監査体制

- (1) 本会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として業務監査室を設置し、業務運営全般にわたる業務監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 業務監査は、本会の全業務を対象とし、理事会が承認する業務監査方針及び業務監査計画に基づき実施する。
- (3) 業務監査室長は、業務監査終了後、業務監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は年度業務監査実施状況を取りまとめ経営管理委員会へ報告する。
- (4) 業務監査室長は、監事及び会計監査人と定期的及び必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7 監事の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 業務監査室に配属する職員は、監事の職務執行の補助については、監事の指示に従い業務を遂行する。
- (2) 監事会運営に関する事務及び監事の指示する事項にかかる業務は、業務監査室が当たる。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
- (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合又はコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 業務監査室は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) コンプライアンス統括部署はヘルプラインの運用状況及び子会社等の内部通報制度担当部門から子会社等における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告する。

9 監事に報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った本会の役職員及び子会社等の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会及び経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、必要に応じて監事と意見交換を行う。
- (3) 理事及び職員は、監事からの調査又はヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事及び職員は、監事監査規程及び監事監査実施要領に定めのある事項を尊重する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、グループ会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、ALM・リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

1 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、コンプライアンス・マニュアルに役職員の行動規範や倫理等を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローndリング等及び反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備しております。

財務報告の信頼性・適正性を確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っております。

また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、取組方針を明確に示し、役職員に周知を行っております。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書取扱規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしております。

また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」(サイバー攻撃への備え)を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスクマネジメント規程及び方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、ALM・リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っております。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう事故等対応マニュアルを定めております。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び事業計画の進捗管理を経営3か年計画進捗状況検討会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っております。また、企画会議を、月1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としております。

5 本会及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めております。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めております。

6 内部監査体制

業務監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長及び監事に報告しております。

7 監事の職務を補助すべき職員に関する事項

監事の職務執行を補助するため、業務監査室を設置し、担当の職員を配置しております。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えております。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しております。

9 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しております。

10 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしております。

11 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しております。



2

取扱業務のご案内

貯金業務のご案内.....	28
融資業務のご案内.....	30
為替・証券業務のご案内.....	32
その他サービスのご案内.....	34
手数料のご案内.....	35

取扱業務のご案内

貯金業務のご案内

2

取扱業務のご案内

会員及び地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしております。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的、期間、金額に併せてご利用いただいております。

また、岩手県の収納代理金融機関をはじめ、県内市町村の指定代理、収納代理金融機関としての役割を果たすとともに、日銀歳入金復代理店として各種税金等の収納事務を通じて、広くみなさまにご利用いただいております。



種 類	し く み と 特 色
普 通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。法人のお客さまもご利用いただけます。
決 済 用 普 通 貯 金	普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。また、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。法人のお客さまもご利用いただけます。
当 座 貯 金	貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。(手形・小切手の電子化対応に伴い、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しております。)
貯 蓄 貯 金	個人の方にご利用いただけます。金利は10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の残高階層別金利でご利用いただけます。
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90% (最高9,999千円) まで自動融資いたします。また、この総合口座に貯蓄貯金もプラスして1冊の通帳としてご利用いただくことも可能です。
JA教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
JA結婚子育て資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
成年後見支援貯金(普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。
成年後見支援貯金無利息型(決済用普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。

種 類		し く み と 特 色
定期貯金	期日指定定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は、1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	スーパー定期貯金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が3年以上の定期貯金は、6か月ごとの複利計算となります。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自由金利型定期貯金	預入金額は、1,000万円以上から大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢によって決めさせていただきます。
	変動金利定期貯金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。 お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型貯金	定期積金	払込金額は1,000円以上からで、積立期間は6か月以上10年までの間にご利用いただけます。 毎月一定の額を積立する定額式と、満期受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。 また、契約期間を2～10年とし、毎年満期金をお受け取りできる満期分散式もご利用いただけます。
	積立式定期貯金	積立金額は1円以上からご利用いただけます。 満期日を特に決めず積立をする自由型、満期を設定の上、6か月～10年以下の期間で積立を行う目標型、また12か月以上積立を行い、20年以内の期間で定期的に満期金を受け取る年金型をご利用いただけます。
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、使いみちは自由です。 期日指定定期貯金で運用いたします。
	財形住宅貯金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
	財形年金貯金	お勤めの方の老後の年金資金づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。 年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
通 知 貯 金		預入金額は50,000円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。 解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。
譲 渡 性 貯 金		預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年未満でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。

(※) 詳しくは、窓口へご相談ください。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適正な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

取扱業務のご案内

融資業務のご案内

2

取扱業務のご案内

当会では、豊富な資金量で、農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済を支える地元企業のみなさまにもさまざまな用途の資金をご用意し、農業の復興・地域社会の発展に寄与できるよう、幅広いご融資を積極的に行っております。

一般企業・個人事業主のみなさまには、事業の発展に必要な施設資金をはじめ、ニーズに合わせた運転資金及び季節資金等もご用意しております。

個人のお客さまには、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・マイカーローンから、ご利用・ご返済が手軽で便利なカードローン等、生活資金としての各種ローンをご用意しております。



[農業関連向けご融資]

融資の種類		資金のお使いみち等	ご融資金額	ご融資期間	保証及び担保
アグリマイティー 資 金		当会の会員のみなさま及び 農業を営む方の運転資金・ 設備資金としてご利用いた だけます。	事業費の100%以内	短期資金 1年以内 長期資金 原則10年以内 ただし、対象事業に 応じ最長20年以内	原則として、農業信用基金協会の保 証をご利用いただきます。また、必 要に応じて不動産を担保提供してい ただく場合もございます。
受 託 貸 付 業 務		日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付を取扱いしております。			
制度資金貸付	農 業 近 代 化 資 金	農業者等のみなさまに対し て、長期かつ低い金利で農 業機械等の購入、設備投資 にご利用いただけます。	事業費の80%から100%以内	事業種類により 15年以内 (据置期間含)	原則として、農業信用基金協会の保 証をご利用いただきます。また、必 要に応じて不動産を担保提供してい ただく場合もございます。
	農 業 経 営 改 善 促 進 資 金 (スーパーS資金)	認定農業者のみなさまに対し て、農業経営に必要な運転資 金としてご利用いただけます。	原則として、 個人5百万円 (畜産、園芸等20百万円)以内 法人20百万円 (畜産、園芸等80百万円)以内	1年以内	原則として、農業信用基金協会の保 証をご利用いただきます。また、必 要に応じて不動産を担保提供してい ただく場合もございます。
	そ の 他 制 度 資 金	災害対策資金等があります。			

[個人向けご融資]

融資の種類	資金のお使いみち等	ご融資金額	ご融資期間	保証及び担保
マイカーローン	自動車等の購入、修理、車検、運転免許取得費用等にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 15年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
マイカーローン (残価設定型)	自動車購入及び購入に付帯する諸費用にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	3年または5年	保証機関の保証をご利用いただきます。
教育ローン	入学金、授業料、学費、アパートの家賃等、就学されるご子弟の教育に関する全ての資金にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	据置期間を含め 最長15年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
カードローン	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	1年(自動更新)	保証機関の保証をご利用いただきます。
住宅ローン	住宅の新築・増改築及び土地の購入、他金融機関からのお借換えにご利用いただけます。	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 50年以内	ご融資対象の土地・建物の担保が必要です。また、保証機関の保証をご利用いただきます。
リフォームローン	住宅の増改築、バリアフリー工事及び介護機器購入、太陽光発電、耐震強化工事資金等にご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内	6か月以上 20年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
フリーローン	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。ただし、負債整理資金等は除きます。	10万円以上 500万円以内	6か月以上 10年以内	保証機関の保証をご利用いただきます。
受託業務貸付	令和8年3月31日をもって、住宅金融支援機構の住宅ローン、日本政策金融公庫の教育ローンの新規受付を終了しました。			

(※) 上記は商品概要を記載したものであり、商品の詳細については窓口へお問い合わせください。

(令和8年6月30日現在)

[融資商品をご利用にあたっての留意事項]

ご紹介した前記融資商品の一部には、貸付実行後、市場金利の動向によっては当初ご契約した貸付利率が変更される変動金利型の商品がございます。

ご利用にあたりましては、十分ご留意されますようお願い申し上げます。

取扱業務のご案内

為替・証券業務のご案内

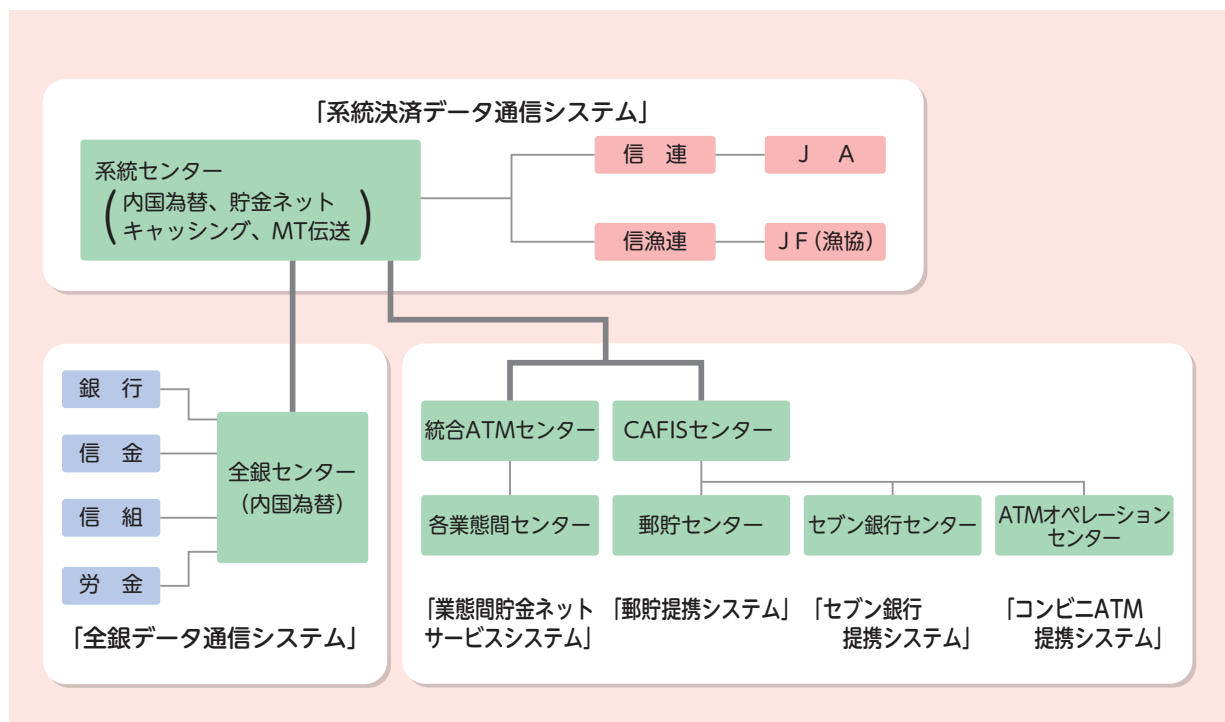
2

取扱業務のご案内

〔為替業務〕

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫等の各店舗と為替網（ネットワーク）で結び、当会の窓口を通して全国のどこの金融機関にも「振込」等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を取扱いしております。

《内国為替ネットワーク構成図》



〔国債・窓口販売業務〕

種 類	内 容
国 債	国が発行する債券である国債については、長期利付国債（10年）、中期利付国債（5年・2年）、個人向け国債（10年・5年・3年）の窓口販売を行っております。
投 資 信 託	投資信託については、投資目的、投資経験やリスク許容度に応じて商品選択できるよう、日本国内外の債券、株式、不動産等、様々なファンドの窓口販売を行っております。また、NISA（少額投資非課税制度）の取扱いもしております。

（※） 1 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

2 NISAは成長投資枠は年間240万円、つみたて投資枠は年間120万円、最大1,800万円（成長投資枠のみは最大1,200万円）までの投資について、運用益（売却益・分配金等）が非課税になります。



[iDeCo(個人型確定拠出年金)]

税制上の優遇措置を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金の取扱いをしております。20歳以上65歳未満の方がご加入いただけます。掛金額は、月額5,000円以上1,000円単位で設定できます。



取扱業務のご案内

手数料のご案内

〔内国為替手数料〕

種 類	区 分	県内JAあて		他金融機関あて	
振 込 手 数 料	窓口		550円	窓口	880円
	ATM（当会カード）		330円	ATM（当会カード）	550円
代 金 取 立 手 数 料	電子交換				880円
	個別取立				1,100円

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和8年6月30日現在)

〔貯金ネットサービス取扱手数料〕

●当会のキャッシュカードをご利用の場合

利用ATM		JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		コンビニ（※1）		その他の金融機関（※2）	
時間帯等		取引種類		入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金
平 日	8:00～ 8:45	無料	ご利用できません	無料	220円	220円	220円	220円	ご利用できません	110円	220円	220円	手数料はご利用の金融機関によって異なります。		
	8:45～18:00				110円	110円	110円	110円		無料	110円	110円			
	18:00～21:00				220円	220円	220円	220円		110円	220円	220円			
土 曜 日	8:00～ 9:00				220円	220円	220円	220円		110円	220円	220円		ご利用できません	
	9:00～14:00				110円	110円	110円	110円			110円	110円			
	14:00～17:00				220円	220円	220円	220円			220円	220円			
日曜・祝日・その他時間帯								220円		220円	220円	220円			110円

(※) 1 ローソン銀行及びイーネット（ファミリーマート他）のATM

(令和8年6月30日現在)

2 オンライン提携（MICS）銀行

3 上記手数料は、現金にて入出金する場合の金額です。

4 ATM稼働時間は、それぞれの金融機関にご確認ください。

5 12月31日はその曜日に該当する手数料となりますが、コンビニATM提携については日曜・祝日に該当する手数料となります。

6 1月2日及び1月3日は日曜・祝日に該当する手数料となります。

●当会のATMをご利用の場合

キャッシュカード種類		JAバンク		JFマリンバンク		セブン銀行		ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		その他の金融機関	
時間帯等	取引種類	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金
平 日	8:00～ 8:45	無料	ご利用できません	無料	ご利用できません	ご利用できません	ご利用できません	220円		110円		220円	
	8:45～18:00							110円		無料		110円	
	18:00～21:00							220円		110円		220円	
土 曜 日	9:00～14:00							110円		110円		110円	
	14:00～17:00							220円				220円	
	日曜・祝日・その他時間帯							220円		110円		220円	

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和8年6月30日現在)

〔JAネットバンク/法人JAネットバンク/ファームバンキング/JAデータ伝送(ADP)サービス手数料〕

利 用 手 数 料 (1契約につき)	J A ネ ッ ト バ ン ク	無 料	
	ファームバンキング		
	法人JAネットバンク (基本サービスのみのみ)	1,100円 (月額)	
	法人JAネットバンク (基本サービス+データ伝送サービス)	3,300円 (月額)	
	J A データ伝送 (ADP)	使用回線	22,000円 (月額)
振 込 手 数 料	J A ネ ッ ト バ ン ク	Conneccure	4,400円 (月額)
		LGWAN	
		全銀VALUX	
	法人JAネットバンク ファームバンキング JAデータ伝送(ADP)	自 店 あ て	無 料
		県 内 J A あ て	110円
		他 行 あ て	220円
		自 店 あ て	無 料
		県 内 J A あ て	220円
		他 行 あ て	440円

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和8年6月30日現在)

[JAバンクでんさいサービス手数料]

●月額利用料

無 料

●主なお取引利用料

〈法人JAネットバンクを通じたご依頼〉

JAバンクでんさいサービスは、法人ネットバンクを利用したご依頼となります。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証 支払等にかかる記録手数料	330円

(令和8年6月30日現在)

〈書面でのご依頼〉

お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合の手数料です。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証 支払等にかかる記録手数料	550円

(注) 1 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和8年6月30日現在)

2 その他のお取引手数料につきましては、窓口へお問い合わせください。

[両替手数料]

窓口扱い	両替枚数	金額
	20枚以下	無料
	21枚以上500枚以下	550円
	501枚以上1,000枚以下	1,100円
	以降500枚ごと	550円を加算

(令和8年6月30日現在)

[その他の主な手数料]

店内振込手数料	1件につき	550円
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1件につき	1,100円
残高証明発行手数料	定例発行	440円
	都度発行	660円
	監査法人向け	3,300円
未利用口座管理(※)	1口座につき(年額)	1,320円
取引明細書発行	1通につき	2,200円
各種証明書等再発行	1通につき	550円
上記以外の発行	1通につき	1,100円
国債保護預かり口座管理手数料	1口座につき(年額)	無 料
個人情報開示請求等手数料	1件につき	1,100円

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和8年6月30日現在)

(※) 令和3年10月1日以降に開設された口座(普通・貯蓄)で、最終異動日から2年以上取引がなく残高1万円未満のものが対象となります。



3

財務内容のご報告

財務諸表	38
役員等の報酬体系	54
経営指標	56
損益の状況	57
貯金業務の状況	60
貸出金業務の状況	61
有価証券等の状況	66
為替・受託貸付金業務の状況	69
自己資本比率の状況（単体）	70

財務内容のご報告

財務諸表

[貸借対照表]

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(資 産 の 部)		
現 金	261	344
預 け 金	452,152	435,716
系 統 預 け 金	451,895	435,456
系 統 外 預 け 金	256	260
買 入 金 銭 債 権	486	460
金 銭 の 信 託	1,821	1,596
有 価 証 券	170,482	180,586
国 債	77,783	51,483
地 方 債	8,205	42,661
金 融 債	—	997
社 債	40,038	39,179
外 国 証 券	26,484	23,625
株 式	5,935	9,840
受 益 証 券	12,034	12,798
貸 出 金	130,518	142,223
手 形 貸 付	255	214
証 書 貸 付	100,207	96,318
当 座 貸 越	17,834	34,609
金 融 機 関 貸 付	12,221	11,081
そ の 他 資 産	1,917	2,530
従 業 員 貸 付 金	29	25
差 入 保 証 金	342	342
仮 払 金	44	58
そ の 他 の 資 産	661	651
未 収 収 益	825	1,442
未 決 済 為 替 貸	14	9
有 形 固 定 資 産	237	157
建 物	60	55
土 地	157	85
その他の有形固定資産	19	16
無 形 固 定 資 産	4	3
ソ フ ト ウ ェ ア	2	1
その他の無形固定資産	2	2
外 部 出 資	40,390	40,390
系 統 出 資	39,532	39,532
系 統 外 出 資	743	743
子 会 社 等 出 資	114	114
繰 延 税 金 資 産	213	3,782
債 務 保 証 見 返	998	907
貸 倒 引 当 金	△ 1,785	△ 1,737
資 産 の 部 合 計	797,701	806,963

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(負 債 の 部)		
貯 金	756,662	746,101
当 座 貯 金	11,606	10,472
普 通 貯 金	10,458	10,714
貯 蓄 貯 金	15	12
通 知 貯 金	25,650	48,140
別 段 貯 金	1,885	1,973
定 期 貯 金	706,954	674,715
定 期 積 金	92	72
譲 渡 性 貯 金	—	20,000
借 用 金	4,100	1,300
代 理 業 務 勘 定	0	0
そ の 他 負 債	1,201	1,744
未 払 法 人 税 等	71	46
貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	7	8
従 業 員 預 り 金	92	83
仮 受 金	422	98
そ の 他 の 負 債	1	2
未 払 費 用	587	1,484
前 受 収 益	6	10
未 決 済 為 替 借	10	10
諸 引 当 金	2,269	2,254
相 互 援 助 積 立 金	1,860	1,860
賞 与 引 当 金	31	33
退 職 給 付 引 当 金	279	265
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	35	43
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	60	51
債 務 保 証	998	907
負 債 の 部 合 計	765,231	772,308
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	23,463	23,463
利 益 剰 余 金	19,763	20,223
利 益 準 備 金	9,158	9,287
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,605	10,936
事業基盤強化積立金	75	66
特 別 積 立 金	7,121	7,121
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,408	3,747
(うち当期剰余金)	(643)	(460)
会 員 資 本 合 計	43,226	43,686
その他の有価証券評価差額金	△ 10,756	△ 9,031
純 資 産 の 部 合 計	32,469	34,654
負債及び純資産の部合計	797,701	806,963

[損益計算書]

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
経 常 収 益	6,555	9,016
資 金 運 用 収 益	5,723	7,190
貸 出 金 利 息	683	973
預 け 金 利 息	315	1,167
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,978	2,311
そ の 他 受 入 利 息	2,746	2,738
(うち受取奨励金)	(2,743)	(2,735)
(うち買入金銭債権利息)	(2)	(2)
役 務 取 引 等 収 益	74	73
受 入 為 替 手 数 料	17	15
そ の 他 の 受 入 手 数 料	57	57
そ の 他 事 業 収 益	13	130
受 取 助 成 金	9	0
国 債 等 債 券 売 却 益	1	127
受 取 出 資 配 当 金	2	2
そ の 他 経 常 収 益	743	1,622
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	86	45
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	573	1,526
金 銭 の 信 託 運 用 益	39	18
そ の 他 の 経 常 収 益	43	31
経 常 費 用	5,725	8,560
資 金 調 達 費 用	3,701	5,224
貯 金 利 息	322	1,593
譲 渡 性 貯 金 利 息	22	40
そ の 他 支 払 利 息	3,356	3,589
(うち支払奨励金)	(3,356)	(3,589)
役 務 取 引 等 費 用	13	19
支 払 為 替 手 数 料	4	4
そ の 他 の 支 払 手 数 料	7	13
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	1	1
そ の 他 事 業 費 用	768	1,880
支 払 助 成 金	162	76
国 債 等 債 券 売 却 損	605	1,803
経 人 件 費	1,237	1,262
人 物 件 費	641	654
税 金	556	564
そ の 他 経 常 費 用	39	43
貸 出 金 償 却	3	174
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	0
そ の 他 の 経 常 費 用	—	167
そ の 他 の 経 常 費 用	3	7
経 常 利 益	829	456
特 別 利 益	0	135
固 定 資 産 処 分 益	0	135
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
減 損 損 失	0	—
税 引 前 当 期 利 益	829	591
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	191	120
法 人 税 等 調 整 額	△ 4	10
法 人 税 等 合 計	186	131
当 期 剰 余 金	643	460
当 期 首 繰 越 剰 余 金	2,663	3,279
事 業 基 盤 強 化 積 立 金 取 崩 額	101	8
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,408	3,747

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	829	591
減価償却費	12	10
減損損失	0	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 172	△ 47
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 7	△ 14
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	1	△ 0
資金運用収益	△ 5,723	△ 7,190
資金調達費用	3,701	5,224
有価証券関係損益 (△は益)	6	△ 25
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 39	148
固定資産処分損益 (△は益)	△ 0	△ 135
貸出金の純増 (△) 減	16,874	△ 11,704
預け金の純増 (△) 減	20,469	30,100
貯金の純増減 (△)	△ 28,416	9,438
借入金の純増減 (△)	△ 21,400	△ 2,800
コールローン等の純増 (△) 減	24	25
資金運用による収入	5,597	6,595
資金調達による支出	△ 3,523	△ 4,327
事業分量配当金の支払額	△ 200	—
その他増減	193	△ 327
小 計	△ 11,772	25,560
法人税等の支払額	△ 150	△ 145
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,922	25,415
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 25,803	△ 75,485
有価証券の売却による収入	21,719	51,789
有価証券の償還による収入	7,527	11,586
金銭の信託の増加による支出	—	△ 1,596
金銭の信託の減少による収入	—	1,832
固定資産の取得による支出	△ 0	△ 1
固定資産の売却による収入	0	208
外部出資の増加による支出	△ 7,477	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,033	△ 11,667
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△ 0	△ 0
出資配当金の支払額	△ 58	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 58	△ 0
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 16,015	13,747
6 現金及び現金同等物の期首残高	41,694	25,679
7 現金及び現金同等物の期末残高	25,679	39,426

[剰余金処分計算書]

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	3,408	1 当 期 未 処 分 剰 余 金	3,747
2 剰 余 金 処 分 額		2 剰 余 金 処 分 額	
利 益 準 備 金	129	利 益 準 備 金	93
3 次 期 繰 越 剰 余 金	3,279	3 次 期 繰 越 剰 余 金	3,654

[注記表]

3

財務内容の報告

令和6年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
- ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年～50年
その他 5年～15年

- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。

② 相互援助積立金

令和7年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
- ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年～50年
その他 5年～15年

- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。

② 相互援助積立金

令和6年度

相互援助積立金は、「岩手県 JA バンク支援制度要領」に基づき、JA バンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる計算書類に計上した額

貸倒引当金 1,785 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算

令和7年度

相互援助積立金は、「岩手県 JA バンク支援制度要領」に基づき、JA バンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる計算書類に計上した額

貸倒引当金 1,737 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算

令和 6 年度

定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、661 百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1 年以内	1 年超	合 計
オペレーティング・リース	16 百万円	24 百万円	41 百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金 25,000 百万円及び有価証券 821 百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は 78 百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は 307 百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	733 百万円
危険債権額	1,027 百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	-百万円
合計額	1,761 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

令和 7 年度

定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、661 百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1 年以内	1 年超	合 計
オペレーティング・リース	13 百万円	19 百万円	32 百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金 35,000 百万円及び有価証券 746 百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は 70 百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は 329 百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	726 百万円
危険債権額	934 百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	-百万円
合計額	1,661 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

令和6年度

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は70,182百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,531百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円 |
| うち事業取引高 | 0百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | -百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 72百万円 |
| うち事業取引高 | 72百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | -百万円 |
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種 類	場 所	減損損失
遊休資産	土地	奥州市	0百万円
遊休資産	土地	二戸市	0百万円
合 計			0百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的（その他目的）で保有し

令和7年度

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は59,841百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,531百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円 |
| うち事業取引高 | 0百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | -百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 71百万円 |
| うち事業取引高 | 71百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | -百万円 |

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に国内不動産であり、純投資目的（その他目的）で保有

令和6年度

ております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、「日本銀行の貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成する ALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及び ALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1 発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしております。また、理事等で構成する ALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価

令和7年度

しております。これらは、主に保有不動産等に関するリスク、信用リスク、取引先リスク、法制度等の変更リスク、金利変動リスク、自然災害リスク、価格変動リスク等に晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、「日本銀行の貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成する ALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及び ALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1 発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしております。また、理事等で構成する ALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響

令和6年度

証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（有価証券の保有期間は60日、他のアセットの保有期間は250日、信頼水準を99%、観測期間を5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,601百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR 計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	452,152	451,281	△ 870
買入金銭債権			
満期保有目的	486	427	△ 58
金銭の信託			
その他の金銭の信託	1,821	1,821	－
有価証券			
満期保有目的の債券	9,817	9,289	△ 528
その他の有価証券	160,664	160,664	－
貸出金	130,518		
貸倒引当金	△ 1,657		
貸倒引当金控除後	128,861	127,853	△ 1,007
資産計	753,804	751,339	△ 2,465
貯 金	756,662	755,121	△ 1,541
借入金	4,100	4,077	△ 22
負債計	760,762	759,199	△ 1,563

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

令和7年度

響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（有価証券の保有期間は60日、他のアセットの保有期間は250日、信頼水準を99%、観測期間を5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で9,440百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR 計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	435,716	434,585	△ 1,131
買入金銭債権			
満期保有目的	460	338	△ 122
金銭の信託			
その他の金銭の信託	1,596	1,596	－
有価証券			
満期保有目的の債券	28,092	24,934	△ 3,158
その他の有価証券	152,494	152,494	－
貸出金	142,223		
貸倒引当金	△ 1,601		
貸倒引当金控除後	140,622	138,607	△ 2,014
資産計	758,983	752,556	△ 6,427
貯 金	746,101	744,400	△ 1,701
借入金	1,300	1,298	△ 1
負債計	747,401	745,598	△ 1,702

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

令和6年度

c 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。

d 有価証券
有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

e 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金
借入金のうち、変動金利によるものはありません。
固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資	40,390 百円
合 計	40,390 百円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

令和7年度

c 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。

d 有価証券
有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

e 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金
借入金のうち、変動金利によるものはありません。
固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資	40,390 百万円
合 計	40,390 百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

令和6年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	452,152	—	—	—	—	—
買入金銭債権 満期保有目的	—	—	—	—	—	486
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	7,383	2,583	7,093	6,283	4,422	131,805
貸出金	44,053	23,431	19,496	13,314	9,953	19,641
合計	503,589	26,015	26,590	19,598	14,376	151,933

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）14,988百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 2,531百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 627百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	733,199	23,328	127	1	4	2
借入金	2,800	1,300	—	—	—	—
合計	735,999	24,628	127	1	4	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

① 売買目的有価証券

該当はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	7,374	6,961	△ 413
	地方債	2,443	2,328	△ 115
	買入金銭債権	486	427	△ 58
	小計	10,304	9,717	△ 587
合計		10,304	9,717	△ 587

令和7年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	435,716	—	—	—	—	—
買入金銭債権 満期保有目的	—	—	—	—	—	460
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	16,673	21,339	12,015	4,083	5,483	89,473
貸出金	59,501	22,135	15,720	11,040	14,538	18,666
合計	511,891	43,475	27,735	15,124	20,022	108,601

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）30,871百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 2,531百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 620百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	745,756	205	78	9	39	12
譲渡性貯金	20,000	—	—	—	—	—
借入金	1,300	—	—	—	—	—
合計	767,056	205	78	9	39	12

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

① 売買目的有価証券

該当はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	11,251	9,435	△ 1,815
	地方債	16,841	15,498	△ 1,342
	買入金銭債権	460	338	△ 122
	小計	28,553	25,272	△ 3,280
合計		28,553	25,272	△ 3,280

令和 6 年度

③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,327	3,103	2,223
	債券			
	国債	103,49	10,007	342
	地方債	201	199	1
	社債	1,200	1,200	0
	その他	2,300	2,299	0
	その他	6,498	5,745	753
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	25,877	22,556	3,321
	株式	608	672	△ 63
	債券			
	国債	60,060	69,682	△ 9,622
	地方債	5,560	6,169	△ 609
	社債	38,838	40,935	△ 2,097
	その他	24,184	25,217	△ 1,032
合 計	その他	5,536	6,010	△ 474
	小計	134,786	148,687	△ 13,900
合 計		160,664	171,243	△ 10,578

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,026	501	－
債 券	15,653	1	605
その他	662	72	－
合 計	17,342	575	605

7 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
③ その他の金銭の信託
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,821	2,000	△ 178	－	△ 178

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

令和 7 年度

③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,128	5,619	3,509
	その他	10,158	8,805	1,353
	小計	19,287	14,424	4,862
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	712	787	△ 75
	債券			
	国債	40,232	52,740	△ 12,508
	地方債	25,820	26,886	△ 1,066
	社債	39,179	41,560	△ 2,381
	その他	24,623	25,988	△ 1,365
	その他	2,639	2,717	△ 77
合 計	小計	133,206	150,680	△ 17,473
		152,494	165,105	△ 12,610

- (注) 上記差額合計から繰延税金資産 3,578 百万円を加えた金額△ 9,031 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,582	797	－
債 券	43,545	127	1,803
その他	2,374	728	－
合 計	47,501	1,654	1,803

7 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
③ その他の金銭の信託
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,596	1,596	－	－	－

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

令和6年度

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	287 百万円
退職給付費用	36 百万円
退職給付の支払額	△ 23 百万円
制度への拠出額	△ 20 百万円
期末における退職給付引当金	<u>279 百万円</u>

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	325 百万円
年金資産	<u>△ 325 百万円</u>
	- 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>279 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>279 百万円</u>
退職給付引当金	279 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>279 百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	35 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。

また、令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は60百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産

貸倒引当金超過額	431 百万円
賞与引当金超過額	10 百万円
退職給付引当金超過額	79 百万円
相互援助積立金超過額	514 百万円
繰延資産償却超過額	3 百万円
未払事業税	11 百万円
その他有価証券評価差額金	2,975 百万円
特例業務負担金引当金超過額	17 百万円
未払奨励金	76 百万円
その他	68 百万円
繰延税金資産小計	4,188 百万円
評価性引当額	<u>△ 3,975 百万円</u>
繰延税金資産合計	213 百万円

令和7年度

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	279 百万円
退職給付費用	33 百万円
退職給付の支払額	△ 27 百万円
制度への拠出額	△ 19 百万円
期末における退職給付引当金	<u>265 百万円</u>

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	318 百万円
年金資産	<u>△ 318 百万円</u>
	- 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>265 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>265 百万円</u>
退職給付引当金	<u>265 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>265 百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	34 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。

また、令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は51百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産

貸倒引当金超過額	424 百万円
賞与引当金超過額	10 百万円
退職給付引当金超過額	75 百万円
相互援助積立金超過額	528 百万円
繰延資産償却超過額	1 百万円
未払事業税	7 百万円
その他有価証券評価差額金	3,578 百万円
特例業務負担金引当金超過額	14 百万円
未払奨励金	77 百万円
その他	73 百万円
繰延税金資産小計	4,793 百万円
評価性引当額	<u>△ 1,011 百万円</u>
繰延税金資産合計	3,782 百万円

令和 6 年度		令和 7 年度	
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%	法定実効税率	27.66%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.48%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.21%
住民税均等割等	0.46%	住民税均等割等	0.65%
評価性引当額の増減	△ 3.81%	賃上げ促進税制控除	△ 0.67%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.30%	評価性引当額の増減	△ 2.40%
その他	<u>△ 0.57%</u>	その他	<u>△ 0.57%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.49%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.20%
(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額			
防衛特別法人税が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、従来の 27.66% から 28.38% に変更いたしました。その結果、繰延税金資産が 2,562 千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。			
10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項		10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項	
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。		キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。	

[会計監査人の監査]

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

確 認 書

私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第78事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 工藤 孝志

財務内容のご報告

役員等の報酬体系

[役員]

1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

2 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	46	7

(注) 1 対象役員は、経営管理委員7名、理事3名、監事3名です。
(注) 2 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額
(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額) によっております。

3 対象役員の報酬等の決定等

(1) 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しておりますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体及び学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しております。

(2) 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

[職員等]

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等^(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額^(注2)以上の報酬等を受ける者^(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注) 2 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注) 3 令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

[その他]

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

財務内容のご報告

経営指標

[最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	6,234	5,801	6,593	6,555	9,016
経 常 利 益	1,240	813	1,362	829	456
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,435	2,178	3,175	3,408	3,747
(当 期 剰 余 金)	(1,090)	(665)	(1,268)	(643)	(460)
出 資 金 総 額	23,463	23,463	23,463	23,463	23,463
(出 資 口 数)	(2,346 千口)	(2,346 千口)	(2,346 千口)	(2,346 千口)	(2,346 千口)
純 資 産 額	42,689	38,305	39,564	32,469	34,654
総 資 産 額	893,523	884,478	854,544	797,701	806,963
貯 金 等 残 高	811,178	810,484	785,079	756,662	746,101
貸 出 金 残 高	156,319	149,585	147,393	130,518	142,223
有 価 証 券 残 高	184,957	189,921	181,392	170,482	180,586
剰 余 金 配 当 金 額	451	208	258	—	—
・ 出 資 配 当 額	351	58	58	—	—
・ 事 業 分 量 配 当 額	100	150	200	—	—
職 員 数	79	85	93	88	90
単 体 自 己 資 本 比 率	12.90	12.98	13.61	14.53	14.59

(注) 1 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金及び外部出資等損失引当金を控除した額です。

2 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。

3 職員数には、令和3年度より常勤嘱託を含んでおります。

4 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

[貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	17.2	18.5	1.3
	期 中 平 均	16.7	17.1	0.4
貯 証 率	期 末	22.8	23.8	1.0
	期 中 平 均	22.5	23.7	1.2
貯 預 率	期 末	59.7	56.8	△ 2.9
	期 中 平 均	63.3	60.3	△ 3.0

(注) 1 貯貸率=貸出金残高(平残)÷貯金残高(平残)×100

2 貯証率=有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残)÷貯金残高(平残)×100

3 貯預率=預け金残高(平残)÷貯金残高(平残)×100

財務内容のご報告

損益の状況

[利益総括表]

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 支	2,030	1,978	△ 51
役 務 取 引 等 収 支	60	53	△ 6
そ の 他 事 業 収 支	△ 754	△ 1,749	△ 994
事 業 粗 利 益	1,336	283	△ 1,052
(事 業 粗 利 益 率)	0.16	0.04	△ 0.12

(注) 1 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用(※))
 ((※) 令和6年度 8百万円、令和7年度 12百万円)を控除しております。

2 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3 その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

[事業純益]

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事 業 純 益	98	△ 979	△ 1,077
実 質 事 業 純 益	98	△ 979	△ 1,077
コ ア 事 業 純 益	702	697	△ 5
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	449	590	141

(注) 1 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額

2 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3 コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

[資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	836,696	5,723	0.68	780,908	7,190	0.92
う ち 預 け 金	517,875	3,058	0.59	466,770	3,902	0.84
う ち 有 価 証 券	181,529	1,978	1.09	181,216	2,311	1.28
う ち 貸 出 金	136,760	683	0.50	132,418	973	0.73
資 金 調 達 勘 定	829,651	3,692	0.45	776,039	5,211	0.67
う ち 貯 金 ・ 定 積	798,243	3,678	0.46	767,453	5,223	0.68
う ち 譲 渡 性 貯 金	18,813	22	0.12	5,846	40	0.69
う ち 借 用 金	12,498	—	0.00	2,648	—	0.00
総 資 金 利 ざ や			0.09			0.09

(注) 1 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

$$\text{資金調達原価率} = (\text{資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + その他支払利息 (支払雑利息等))} + \text{経費} - \text{金銭の信託運用見合費用}) / (\text{貯金} + \text{譲渡性貯金} + \text{借入金} + \text{従業員預り金}) - \text{金銭の信託運用見合額}) \times 100$$

2 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれております。

3 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	517	1,466
う ち 預 け 金	686	843
う ち 有 価 証 券	△ 32	333
う ち 貸 出 金	△ 136	289
支 払 利 息	250	1,518
う ち 貯 金 ・ 定 積	228	1,544
う ち 譲 渡 性 貯 金	22	17
う ち 借 用 金	—	—
差 引	267	△ 51

(注) 1 増減額は前年度対比です。

2 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。

3 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

[利益率]

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.09	0.05	△ 0.04
純 資 産 経 常 利 益 率	1.95	1.06	△ 0.89
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.07	0.06	△ 0.01
純 資 産 当 期 純 利 益 率	1.51	1.07	△ 0.44

- (注) 1 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3 総資産当期純利益率＝当期剰余金／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4 純資産当期純利益率＝当期剰余金／純資産勘定平均残高×100

[経費の内訳]

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	641	654
役 員 報 酬	45	46
給 料 手 当	458	470
う ち 賞 与 引 当 金 繰 入	31	33
福 利 厚 生 費	94	94
退 職 給 付 費 用	35	34
役 員 退 職 慰 労 金	0	0
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	7	7
物 件 費	556	564
事 業 推 進 費	62	62
債 権 管 理 費	2	2
旅 費 ・ 交 通 費	10	9
業 務 費	155	160
負 担 金	149	160
施 設 費	164	159
雑 費	11	10
税 金	39	43
経 費 合 計	1,237	1,262

財務内容のご報告

貯金業務の状況

[科目別貯金残高(期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	47,730 (6.3)	69,339 (9.0)	21,609
定 期 性 貯 金	707,047 (93.4)	674,788 (88.1)	△ 32,258
そ の 他 の 貯 金	1,885 (0.3)	1,973 (0.3)	87
計	756,662 (100.0)	746,101 (97.4)	△ 10,561
譲 渡 性 貯 金	- (-)	20,000 (2.6)	20,000
合 計	756,662 (100.0)	766,101 (100.0)	9,438

(注) 1 () 内は構成比です。

2 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

3 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

[科目別貯金残高(平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	70,530 (8.6)	65,316 (8.4)	△ 5,213
定 期 性 貯 金	727,351 (89.0)	701,776 (90.8)	△ 25,575
そ の 他 の 貯 金	19,174 (2.4)	360 (0.0)	△ 18,814
計	817,056 (100.0)	767,453 (99.2)	△ 49,603
譲 渡 性 貯 金	0 (-)	5,846 (0.8)	5,846
合 計	817,056 (100.0)	773,300 (100.0)	△ 43,756

(注) 1 () 内は構成比です。

2 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

3 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

[定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	706,954 (100.0)	674,715 (100.0)	△ 32,239
うち固定金利定期	706,954 (100.0)	674,715 (100.0)	△ 32,239
うち変動金利定期	- (-)	- (-)	-

(注) 1 () 内は構成比です。

2 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

3 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

財務内容のご報告

貸出金業務の状況

[科目別貸出金残高(期末残高)]

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	255 (7.7)	214 (0.2)	△ 40
証 書 貸 付	100,207 (70.1)	96,318 (67.7)	△ 3,888
当 座 貸 越	17,834 (11.8)	34,609 (24.3)	16,774
金 融 機 関 貸 付	12,221 (10.4)	11,081 (7.8)	△ 1,140
割 引 手 形	- (-)	- (-)	-
合 計	130,518 (100.0)	142,223 (100.0)	11,704

(注) () 内は構成比です。

[科目別貸出金残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	4,646 (7.8)	244 (0.2)	△ 4,401
証 書 貸 付	102,769 (71.4)	99,869 (75.4)	△ 2,899
当 座 貸 越	15,676 (11.0)	21,237 (16.0)	5,561
金 融 機 関 貸 付	13,668 (9.8)	11,066 (8.4)	△ 2,602
割 引 手 形	- (-)	- (-)	-
合 計	136,760 (100.0)	132,418 (100.0)	△ 4,341

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	104,861 (78.8)	100,552 (70.7)	△ 4,308
変 動 金 利 貸 出	25,657 (21.2)	41,671 (29.3)	△ 16,013
合 計	130,518 (100.0)	142,223 (100.0)	11,704

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の使途別内訳残高]

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	88,502 (62.3)	84,952 (59.7)	△ 3,550
運 転 資 金	42,016 (37.7)	57,271 (40.3)	15,255
合 計	130,518 (100.0)	142,223 (100.0)	11,704

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	1,526	1,488	△ 37
有 価 証 券	155	119	△ 36
動 産	789	622	△ 167
不 動 産	6,890	6,565	△ 325
そ の 他 担 保 物	1,746	1,541	△ 204
計	11,108	10,336	△ 772
農業信用基金協会保証	2,339	2,410	70
そ の 他 保 証	42	37	△ 4
計	2,381	2,448	66
信 用	117,028	129,438	12,410
合 計	130,518	142,223	11,704

[債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	998	907	△ 91
合 計	998	907	△ 91

[貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	2,864 (2.0)	3,112 (2.2)	247
林 業	20 (0.0)	45 (0.0)	25
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	4,759 (3.3)	4,511 (3.2)	△ 248
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	844 (0.2)	1,348 (1.0)	504
電気・ガス・熱供給・水道業	193 (0.2)	127 (0.1)	△ 65
運 輸 ・ 通 信 業	199 (0.2)	722 (0.5)	522
卸売・小売業・飲食業	3,330 (2.3)	3,336 (2.3)	6
金 融 ・ 保 険 業	14,823 (12.2)	13,381 (9.4)	△ 1,442
不 動 産 業	4,474 (3.3)	4,805 (3.4)	330
サ ー ビ ス 業	15,691 (17.6)	30,707 (21.6)	15,015
地 方 公 共 団 体	78,158 (55.1)	75,428 (53.0)	△ 2,730
そ の 他	5,159 (3.6)	4,697 (3.3)	△ 462
合 計	130,518 (100.0)	142,223 (100.0)	11,704

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

[主要な農業関係の貸出金残高]

1 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	2,606	2,853	247
穀 作	85	67	△ 18
野 菜 ・ 園 芸	281	264	△ 17
果 樹 ・ 樹 園 農 業	－	－	－
工 芸 作 物	0	0	－
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,226	2,184	△ 42
養 鶏 ・ 養 卵	11	337	325
養 蚕	－	－	－
そ の 他 農 業	－	－	－
農 業 関 連 団 体 等	21,200	36,542	15,342
合 計	23,806	39,396	15,589

- (注) 1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。
 3 「農業関連団体等」には、JA や全農等が含まれております。

2 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	21,971	37,499	15,528
農 業 制 度 資 金	1,835	1,896	61
農 業 近 代 化 資 金	1,606	1,560	△ 46
そ の 他 制 度 資 金	229	336	107
合 計	23,806	39,396	15,589

- (注) 1 プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2 農業制度資金には、(1) 地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、(2) 地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、(3) 日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは (1) の転貸資金と (2) を対象としております。
 3 その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	7,491	7,095	△ 395

〔農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況（法定・リレバン）〕

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	733	5	－	728	733
	令和7年度	726	5	－	721	726
危 険 債 権	令和6年度	1,027	37	158	831	1,027
	令和7年度	934	7	151	775	934
要 管 理 債 権	令和6年度	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－
小 計	令和6年度	1,761	43	158	1,560	1,761
	令和7年度	1,661	13	151	1,496	1,661
正 常 債 権	令和6年度	129,876				
	令和7年度	141,670				
合 計	令和6年度	131,638				
	令和7年度	143,331				

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 2 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 3 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- 4 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 5 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 6 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1、2、4、5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

〔元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況〕

該当する取引はありません。

[貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額]

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	268	225	－	268	225	225	241	－	225	241
個 別 貸 倒 引 当 金	1,689	1,560	86	1,602	1,560	1,560	1,496	2	1,557	1,496
合 計	1,958	1,785	86	1,871	1,785	1,785	1,737	2	1,783	1,737

[貸出金償却の額]

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	－	0

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

財務内容のご報告

有価証券等の状況

[種類別有価証券残高(期末残高)]

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	77,783 (45.6)	51,483 (28.5)	△ 26,300
地 方 債	8,205 (4.8)	42,661 (23.6)	34,456
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	40,038 (23.5)	39,179 (21.7)	△ 858
株 式	5,935 (3.5)	9,840 (5.5)	3,905
外 国 証 券	26,484 (15.5)	23,625 (13.1)	△ 2,859
そ の 他 の 証 券	12,034 (7.1)	13,795 (7.6)	1,760
合 計	170,482 (100.0)	180,586 (100.0)	10,104

(注) 1 () 内は構成比です。

2 その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[種類別有価証券残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	83,571 (46.0)	81,563 (45.0)	△ 2,008
地 方 債	6,158 (3.4)	21,391 (11.8)	15,233
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	47,729 (26.3)	38,573 (21.3)	△ 9,155
株 式	3,249 (1.8)	5,032 (2.8)	1,782
外 国 証 券	28,761 (15.9)	24,218 (13.4)	△ 4,543
そ の 他 の 証 券	12,058 (6.6)	10,436 (5.7)	△ 1,622
合 計	181,529 (100.0)	181,216 (100.0)	△ 313

(注) 1 () 内は構成比です。

2 その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

[有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国 債	－	－	－	16,651	10,703	50,428	－	77,783
地 方 債	201	－	195	－	3,707	4,101	－	8,205
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,297	2,170	3,086	5,362	7,273	20,215	631	40,038
株 式	－	－	－	－	－	－	5,935	5,935
外 国 証 券	5,786	7,198	6,499	3,251	3,420	328	－	26,484
そ の 他 の 証 券	－	－	438	254	3,609	－	7,731	12,034
合 計	7,285	9,369	10,219	25,520	28,713	75,074	14,299	170,482
令和7年度								
国 債	－	－	－	981	3,546	46,955	－	51,483
地 方 債	12,029	7,929	193	717	3,554	18,236	－	42,661
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	2,781	14,401	4,598	6,779	3,210	6,785	622	39,179
株 式	－	－	－	－	－	－	9,840	9,840
外 国 証 券	795	10,201	4,046	3,848	4,431	301	－	23,625
そ の 他 の 証 券	499	497	－	－	1,011	1,003	10,782	13,795
合 計	16,106	33,030	8,838	12,327	15,755	73,281	21,245	180,586

(注) その他の証券＝政府保証債＋金融債＋受益証券

[有価証券の時価情報等]

1 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の債権

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 え な い も の	買 入 金 銭 債 権	486	427	△ 58	460	338	△ 122
	国 債	7,374	6,961	△ 413	11,251	9,435	△ 1,815
	地 方 債	2,443	2,328	△ 115	16,841	15,498	△ 1,342
合 計		10,304	9,717	△ 587	28,553	25,272	△ 3,280

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	5,327	3,103	2,223	9,128	5,619	3,509
	国 債	11,751	11,407	343	—	—	—
	地 方 債	10,349	10,007	342	—	—	—
	短 期 社 債	201	199	1	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,200	1,200	0	—	—	—
	外 国 証 券	8,799	8,045	754	10,158	8,805	1,353
	その他の証券	2,300	2,299	0	—	—	—
	その他の証券	6,498	5,745	753	10,158	8,805	1,353
	小 計	25,877	22,556	3,321	19,287	14,424	4,862
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	608	672	△ 63	712	787	△ 75
	国 債	104,458	116,787	△ 12,329	105,231	121,188	△ 15,956
	地 方 債	60,060	69,682	△ 9,622	40,232	52,740	△ 12,508
	短 期 社 債	5,560	6,169	△ 609	25,820	26,886	△ 1,066
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	38,838	40,935	△ 2,097	39,179	41,560	△ 2,381
	外 国 証 券	29,720	31,227	△ 1,507	27,262	28,705	△ 1,442
	その他の証券	24,184	25,217	△ 1,032	23,625	24,988	△ 1,362
	その他の証券	5,536	6,010	△ 474	3,637	3,717	△ 80
	小 計	134,786	148,687	△ 13,900	133,206	150,680	△ 17,473
合 計		160,664	171,243	△ 10,578	152,494	165,105	△ 12,610

2 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の債権

該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
令和6年度					
その他の金銭の信託	1,821	2,000	△ 178	—	△ 178
令和7年度					
その他の金銭の信託	1,596	1,596	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3 デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

財務内容のご報告

為替・受託貸付金業務の状況

[内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

			令和6年度		令和7年度	
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
振 込	件 数		83,641	47,521	77,341	46,549
	金 額		434,864	427,966	363,159	376,675
代 金 取 立	件 数		2	—	—	—
	金 額		10	—	—	—
雑 為 替	件 数		4,910	5,332	4,819	5,513
	金 額		1,369	3,003	1,595	2,683

[受託貸付金残高]

(単位：百万円)

受託先	令和6年度	令和7年度
株式会社 日本政策金融公庫 (農 林 水 産 事 業)	7,491	7,095
株式会社 日本政策金融公庫 (国 民 生 活 事 業)	69	57
独立行政法人 住宅金融支援機構	1,866	1,622
独立行政法人 福祉医療機構	4	3
合 計	9,431	8,779

財務内容のご報告

自己資本比率の状況（単体）

〔自己資本の状況〕

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、14.59%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しております。

普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コ ア 資 本 に か か る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234 億円（前年度 234 億円）

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）及び統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めております。

〔自己資本の構成〕

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	43,226	43,686
うち、出資金及び資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	19,763	20,223
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,085	2,102
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,085	2,102
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	45,312	45,788
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	4	3
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	4	3
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	4	3
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	45,307	45,785
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	308,166	309,925
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—

項 目	令和6年度	令和7年度
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,642	3,743
資本フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	311,809	313,668
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	14.53%	14.59%

- (注) 1 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
- 2 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

〔自己資本の充実度に関する事項〕

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	261	—	—	344	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	87,137	—	—	64,054	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	87,060	—	—	119,380	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	201	40	1	200	40	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	486	48	1	460	46	1
地方三公社向け	397	0	—	397	0	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	481,769	96,398	3,855	466,212	93,000	3,720
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	3,811	993	39	4,808	1,152	46
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	63,570	40,815	1,632	89,661	57,227	2,289
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,175	5,093	203	6,254	5,191	207
（うちトランザクター向け）	1	0	0	7	3	0
不動産関連向け	3,749	3,756	150	3,526	3,745	149
（うち自己居住用不動産等向け）	0	0	0	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	867	848	33	669	652	26
（うち事業用不動産関連向け）	2,882	2,908	116	2,857	3,092	123
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	17,318	17,318	692	5,746	7,182	287
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,570	33	1	1,521	17	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	14	2	0	9	1	0
信用保証協会等による保証付	2,361	226	9	2,432	234	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,699	4,699	187	7,330	9,529	381
上記以外	54,319	127,532	5,101	49,606	118,116	4,724
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	4,620	11,551	462	2,204	5,510	220
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	41,997	104,993	4,199	41,997	104,993	4,199
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	213	534	21	203	507	20
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

区 分	令和6年度			令和7年度		
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部 TLAC 関連調達手段にかかるエクスポージャー)	5,930	8,895	355	3,805	5,708	228
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,557	1,557	62	1,396	1,396	55
証券化	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,829	12,200	488	13,267	15,592	623
(うちルックスルー方式)	13,829	12,200	488	13,267	15,592	623
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	824,925	308,166	12,326	830,407	309,925	12,397
CVA リスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	824,925	308,166	12,326	830,407	309,925	12,397
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 < 標準的計測手法 >	オペレーショナル・ リスク相当額を 8% で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a × 4%	オペレーショナル・ リスク相当額を 8% で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a × 4%		
	3,642	145	3,743	149		
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己 資本額 b=a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己 資本額 b=a × 4%		
	311,809	12,472	313,668	12,546		

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	3,642	3,743
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	145	149
BI	2,428	2,495
BIC	291	299

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 4 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 5 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 6 オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

【信用リスクに関する事項】

●リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針等の規程類を整備しております。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っております。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っております。

また、理事等で構成する ALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しております。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は每期全額洗替方式により計上しております。

●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- 1 リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- 2 リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	784,004	146,311	138,699	—	1,570	792,590	155,995	151,043	—	1,521
国	外	27,091	—	27,091	—	—	24,549	—	24,549	—	—
地域別残高計		811,095	146,311	165,790	—	1,570	817,140	155,995	175,592	—	1,521
法人	農業	3,369	3,369	—	—	244	3,782	3,782	—	—	280
	林業	20	20	—	—	—	45	45	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	14,900	5,012	8,339	—	433	15,825	4,685	8,767	—	345
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	10,696	5,454	4,637	—	379	11,339	6,243	4,109	—	379
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,093	193	13,701	—	—	9,794	127	9,387	—	—
	運輸・通信業	5,010	200	4,208	—	19	6,527	723	4,995	—	18
	金融・保険業	542,183	14,830	34,416	—	—	526,360	13,390	35,330	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	34,440	29,334	4,519	—	353	49,356	43,188	5,109	—	350
	日本国政府・地方公共団体	174,197	78,229	95,967	—	—	183,434	75,541	107,892	—	—
上記以外		840	—	—	—	—	840	—	—	—	—
個	人	1,475	1,475	—	—	139	1,217	1,217	—	—	146
その他		9,868	8,190	—	—	—	8,614	7,050	—	—	—
業種別残高計		811,095	146,311	165,790	—	1,570	817,140	155,995	175,592	—	1,521
1年以下		490,517	30,900	7,323	—	—	478,903	26,415	16,148	—	—
1年超3年以下		60,715	51,173	9,542	—	—	94,483	61,080	33,402	—	—
3年超5年以下		35,934	25,810	10,123	—	—	36,233	26,843	9,389	—	—
5年超7年以下		30,722	4,482	26,240	—	—	17,852	4,123	13,729	—	—
7年超10年以下		44,279	17,862	26,417	—	—	33,739	17,534	16,204	—	—
10年超		92,685	7,245	85,440	—	—	93,388	7,373	86,015	—	—
期限の定めのないもの		56,239	8,836	701	—	—	62,538	12,625	701	—	—
残存期間別残高計		811,095	146,311	165,790	—	—	817,140	155,995	175,592	—	—

(注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

(1)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

(2)重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(3)3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	268	225	－	268	225	225	241	－	225	241
個別貸倒引当金	1,689	1,560	86	1,602	1,560	1,560	1,496	2	1,557	1,496

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和6年度						令和7年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内		1,689	1,560	86	1,603	1,560		1,560	1,496	2	1,558	1,496	
国外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		1,689	1,560	86	1,603	1,560		1,560	1,496	2	1,558	1,496	
法人	農業	332	282	86	246	282	－	282	273	－	282	273	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	388	388	－	388	388	－	388	329	－	388	329	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	456	379	－	456	379	－	379	379	－	379	379	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	19	19	－	19	19	－	19	18	－	19	18	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	369	356	－	369	356	－	356	353	－	356	353	－
上記以外		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
個人		123	133	－	123	133	－	133	141	2	131	141	0
業種別計		1,689	1,560	86	1,603	1,560	－	1,560	1,496	2	1,558	1,496	0

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度							令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ウェ イトの加重 平均値(%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ウェ イトの加重 平均値(%)	
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額		
		A	B	C	D	E	F(=E/ (C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/ (C+D))	
現金	0	261	－	261	－	0	0	344	－	344	－	0	0	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	87,137	－	87,137	－	0	0	64,054	－	64,054	－	0	0	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	0	87,060	－	87,060	－	0	0	119,380	－	119,380	－	0	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	201	－	201	－	40	20	200	－	200	－	40	20	
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の政府関係機関向け	10～20	486	－	486	－	48	10	460	－	460	－	46	10	
地方三公社向け	20	397	－	397	－	0	0	397	－	397	－	0	0	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	477,269	45,000	477,226	4,500	96,398	20	461,424	47,879	461,412	4,788	93,000	20	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	3,811	－	3,811	－	993	26	4,808	－	4,808	－	1,152	24	
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	61,660	17,394	61,581	1,910	40,815	64	88,825	5,749	88,725	835	57,227	64	
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	5,255	2,196	5,174	874	5,093	84	5,487	1,851	5,417	766	5,191	84	
（うちトランザクター向け）	45	－	11	－	1	0	45	－	77	－	7	3	45	
不動産関連向け	20～150	3,679	176	3,655	70	3,756	101	3,526	－	3,509	－	3,745	107	
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	0	－	0	－	0	50	－	－	－	－	－	－	
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	867	－	867	－	848	98	669	－	669	－	652	97	
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	2,812	176	2,787	70	2,908	102	2,857	－	2,840	－	3,092	109	
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	150	17,318	－	17,318	－	17,318	100	5,746	－	5,746	－	7,182	125	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	49	92	48	9	33	57	19	145	19	9	17	61	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
取立未済手形	20	14	－	14	－	2	20	9	－	9	－	1	20	
信用保証協会等による保証付	0～10	2,358	－	2,269	－	226	10	2,428	－	2,345	－	234	10	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式等	250～400	4,699	－	4,699	－	4,699	100	7,330	－	7,330	－	9,529	130	

項 目	令和6年度							令和7年度						
上記以外	100~1250	54,319	-	54,319	-	127,532	235	49,606	-	49,606	-	118,116	238	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	4,620	-	4,620	-	11,551	250	2,204	-	2,204	-	5,510	250	
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	41,997	-	41,997	-	104,993	250	41,997	-	41,997	-	104,993	250	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	213	-	213	-	534	250	203	-	203	-	507	250	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	5,930	-	5,930	-	8,895	150	3,805	-	3,805	-	5,708	150	
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,557	-	1,557	-	1,557	100	1,396	-	1,396	-	1,396	100	
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	13,829	-	13,829	-	12,200	88	13,267	-	13,267	-	15,592	118	
未決済取引	-					-						-		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-					-						-		
合 計 (信用リスク・アセットの額)	-					308,166						309,925		

(4) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額 (単位: 百万円)

	令和6年度								令和7年度																	
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）								信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	87,137	-	-	-	-	-	87,137	64,054	-	-	-	-	-	-	64,054											
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	87,060	-	-	-	-	-	-	87,060	119,380	-	-	-	-	-	-	119,380										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	201	-	-	-	-	201	-	-	200	-	-	-	-	200										
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
我が国の政府関係機関向け	-	486	-	-	-	-	-	486	-	460	-	-	-	-	-	460										
地方三公社向け	397	-	-	-	-	-	-	397	397	-	-	-	-	-	-	397										
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計										
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計								
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	467,697	9,529	-	-	-	-	-	4,500	481,726	453,877	7,415	-	-	-	-	-	4,908	466,201								
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,503	2,307	-	-	-	-	-	-	3,811	2,903	1,905	-	-	-	-	-	-	4,808								
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計								
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	9,982	25,417	901	-	-	24,681	-	-	2,508	63,491	19,676	25,710	901	-	-	38,255	-	-	5,016	89,560						
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計														
劣後債権及びその他資本性証券等	-	17,318	-	-	-	-	17,318	-	5,746	-	-	-	-	-	-	-	-	5,746								
株式等	-	-	4,699	-	-	-	4,699	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計																
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	184	21	5,841	6,048	7	163	-	6,013	6,184																
（うちトランザクター向け）	1	-	-	-	1	7	-	-	-	7																
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	138	-	-	728	-	-	867	-	-	-	-	111	-	-	557	-	-	669				
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計												
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	586	286	1,843	-	141	-	2,857	394	160	1,889	-	395	-	2,840												
	60%	その他	合計	60%	その他	合計																				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-																				
	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計																		
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-	-	-																				
	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	54	-	4	-	58	25	-	3	0	28																
自己居住用不動産等向け エクスポージャーにかかる延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計														
現金	261	-	-	-	-	261	344	-	-	-	-	344														
取立未済手形	-	-	14	-	-	14	-	-	9	-	-	9														
信用保証協会等による保証付	-	2,269	-	-	-	2,269	-	2,345	-	-	0	2,345														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														

(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及 び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及 び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減 効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	667,760	45,000	10%	672,072	673,528	47,879	10%	678,136
40%～70%	26,150	1,236	19%	26,301	26,239	1,055	22%	26,334
75%	931	232	67%	1,086	921	160	91%	1,065
80%	—	—	—	—	—	0	11%	0
85%	5,179	895	71%	5,710	5,403	773	68%	5,878
90%～100%	23,080	17,485	11%	24,989	37,625	5,749	15%	38,415
105%～130%	2,572	—	—	2,572	2,447	—	—	2,447
150%	17,475	4	100%	17,463	6,141	3	100%	6,144
250%	4,699	—	—	4,699	7,330	—	—	7,330
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	4	79%	3	0	3	72%	2
合 計	747,850	64,859	12%	754,899	759,637	55,625	12%	765,756

[信用リスク削減手法に関する事項]

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しております。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っております。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	397	－	－	397	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	4,500	－	－	4,908	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	2,508	－	－	5,016	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	20	20	－	20	39	－
自己居住用不動産等向け	－	0	－	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーにかかる延滞	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
合 計	4,520	2,926	－	4,928	5,453	－

- (注) 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

[派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項]

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程及び余裕金運用方針等に基づき管理を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っておりません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果（▲）		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

令和7年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果（▲）		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
- 2 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想 定 元 本 額	-	-	-	-

- (注) 1 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 2 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
- 3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
想 定 元 本 額	-	-

〔証券化エクスポージャーに関する事項〕

該当する取引はありません。

〔CVAリスクに関する事項〕

- CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA または簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出いたしますが、該当する取引は行っていません。

- CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行ってまいります。

〔マーケットリスクに関する事項〕

- 当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

〔オペレーショナル・リスクに関する事項〕

- リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しております。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査及び内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。

- BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及び FC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SC 及び FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

- ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

[出資等または株式等エクスポージャーに関する事項]

●出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針及び余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っております。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場		5,935	5,935	9,840	9,840
非上場		40,390	40,390	40,390	40,390
合 計		46,326	46,326	50,231	50,231

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
501	－	－	797	－	－

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,223	63	3,509	75

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	13,829	13,267
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

[金利リスクに関する事項]

●リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

▶ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めております。

▶ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めております。

▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しております。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.67年となっております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

▶ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関等は考慮していません。

▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。

▶ 内部モデルの使用等、△ EVE 及び△ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△ EVE の前事業年度末からの変動要因は、デュレーションの短期化によるものです。

▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

▶ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しております。

▶ 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ EVE 及び△ NII と大きく異なる点）

特段ありません。

● 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,367	13,879	2,353	1,775
2	下方パラレルシフト	△ 13,837	△ 15,618	△ 2,396	0
3	スティープ化	8,723	10,476		
4	フラット化	△ 5,411	△ 6,454		
5	短期金利上昇	1,826	1,763		
6	短期金利低下	△ 1,561	△ 1,303		
7	最大値	12,367	13,879	2,353	1,775
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	45,785		45,307	

（用語説明）

- ・ 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。



4

コンプライアンス等への 取り組み

コンプライアンスへの取り組み.....	90
マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応 ...	91
利用者保護への取り組み.....	92
カスタマーハラスメントへの対応.....	92
情報セキュリティへの対応.....	93
利益相反管理方針の概要.....	93
個人情報保護への取り組み.....	94
金融 ADR 制度への対応	95
金融円滑化への取り組み.....	96
内部監査体制及びリスク管理体制.....	97

コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス
への取り組み

4

コンプライアンス等への取り組み

金融機関の業務は極めて社会的使命が強く、それゆえ、業務遂行上いかなる場合であっても法令等を遵守し、高い倫理観をもって臨む姿勢が求められております。

当会はその責任を十分に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、「コンプライアンスにかかる基本方針」等を定めております。

また、コンプライアンス態勢全般にかかる協議等を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定し、研修等で全役職員に徹底しております。

他にも、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・プログラム推進要領に基づき実効性のある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っております。

《コンプライアンスにかかる基本方針》

1 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JA バンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っております。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請

に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

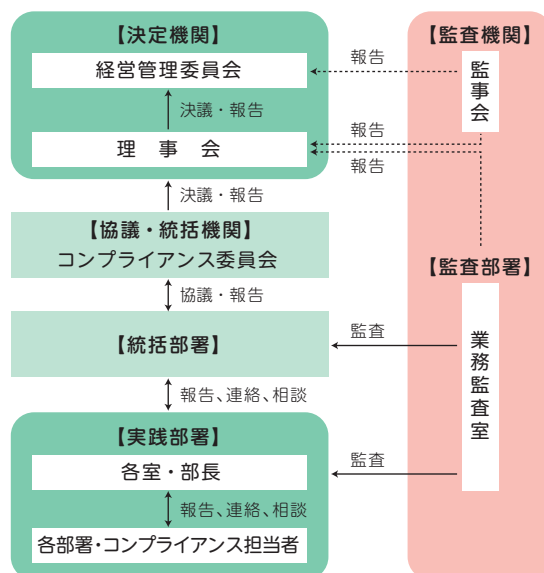
5 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

《コンプライアンス実施体制》



マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応

当会は、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を定め、態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの乱用の防止に取り組むとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持しております。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまで以上に高まっております。当会ではマネロン対策を重要課題のひとつとして位置付け、JAバンク一体となったマネロン・金融犯罪対策への取り組みとその有効性検証の確実な実践に取り組んでおります。

その他、岩手県警察と「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止並びに特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結し、各種金融犯罪の被害拡大防止や未然防止に努めております。

4

コンプライアンス等への取り組み

《マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2 マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家

公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

利用者保護への 取 り 組 み

利用者保護への社会的要請を踏まえ、利用者のみなさまからより一層の安心と信頼を得るため、金融商品の販売時における適切かつ十分な説明、相談・苦情等に対する適切な対応、利用者のみなさまの利益が不当に害されないこと等を目的として、利用者保護に関する基本方針を定め、利用者の保護と利便性の向上を図るための継続的な取り組みを行っております。

《利用者保護等管理方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行う。
 - 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
 - 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
 - 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
 - 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利用者保護のための利益相反管理体制の整備に努める。
- （※）本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者とは当会との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

カスタマーハラス メントへの対応

当会は、日ごろの取引や対応において、利用者のみなさまに誠実に対応することを第一に掲げておりますが、仮に社会通念の範囲を超えた要求や言動が利用者のみなさまからあった場合には、毅然とした態度で組織的に対応してまいります。

そのために、「カスタマーハラスメント対策基本方針」等を定め、役職員への教育・研修の実施や相談窓口等の体制を整備しております。

《カスタマーハラスメント対策基本方針》

- 1 はじめに
当会は、会員・地域の皆さまを含めた利用者の皆さま（以下、「利用者の皆さま」といいます。）からのご意見・ご指摘に真摯に対応し、信頼や期待に応え、より高い満足を提供することを心がけております。
そのためには、全役職員が心身ともに健やかに、いきいきと活躍できる、安全・安心で働きやすい職場環境を確保することが重要と考えております。
昨今、社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動については、カスタマーハラスメントとして社会問題化しており、当会においても役職員の人格や尊厳を傷つけるこれらの要求や言動は、職場環境の悪化を招く、ゆゆしき問題であると考えております。
当会は、日ごろの取引や対応において、利用者の皆さまに誠実に対応することを第一に掲げておりますが、仮に社会通念の範囲を超えた要求や言動が利用者のみなさまからあった場合には、毅然とした態度で組織的に対応いたします。
- 2 カスタマーハラスメントの定義
当会では、「利用者の皆さまからのお申し出・言動のうち、役職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（社会通念に照らし、当該言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は、手段・態様が相当でないもの）により、役職員の就業環境が害されるもの」と定義いたします。
【対象となる行為の例（これらに限るものではありません）】
・当会の提供する商品・サービスに瑕疵・過失のない商品交換の要求、金銭補償の要求、謝罪の要求
・当会の提供する商品・サービスの内容とは関係のない要求
・身体的な攻撃（暴行、傷害）
・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
・威圧的な言動
・土下座の要求
・継続的な（繰り返し）言動、執拗な（しつこい）言動
・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
・差別的な言動
・性的な言動・セクシュアルハラスメント
・職員個人への攻撃、要求・プライバシーの侵害
- 3 カスタマーハラスメントへの対応
当会は、以下の体制を構築しております。
・役職員への教育・研修の実施
・職員のための相談窓口、メンタルケア体制の整備等
そのうえで、カスタマーハラスメントであると判断した場合には、役職員一人ひとりを守るため、組織で毅然とした対応を行います。
なお、カスタマーハラスメントが継続する場合や、特に悪質と判断される場合等には、警察・弁護士と連携するなどし、厳正に対応いたします。
- 4 利用者の皆さまへのお願い
当会は、今後も引き続き、農業と地域社会に根差した組織として、利用者の皆さまと良好な関係を築いてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

情報セキュリティ への対応

当会では、会員・利用者等のみなさまに、より一層の安心とサービスを提供するため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、会内の情報及びお預かりした情報の適切な取扱いに努めております。

《情報セキュリティ基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利益相反 管理方針 の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農協法、金融商品取引法、関係するガイドライン及び利用者保護等管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利用者保護のための利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

《利益相反管理方針の概要》

- 1 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
- 2 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
(1) お客さまと当会との利益が相反する類型
(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
- 3 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- 4 利益相反管理体制
(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。
この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。
また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修・教育等を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
- 5 利益相反管理体制の検証等
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護 への取り組み

当会は、個人情報保護法を遵守するため「個人情報保護方針」を定めて公表するとともに個人情報の取扱いにかかる内部管理規程等を制定し、統括管理者を設置する等個人情報の保護にかかる体制を整備しております。

《個人情報保護方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。

2 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員及び委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

で定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号
岩手県信用農業協同組合連合会 資金部
TEL 019-626-8726

金融ADR制度への対応

金融 ADR 制度は、一般に「裁判外紛争解決制度」等と訳され、訴訟によらない、より簡易で、特に消費者の経済的・時間的負担を軽減できる民事上の紛争解決手続きを指し、農協法や銀行法等に各金融機関の行為規制が定められております。

当会では、お客さまからのご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お申し出の内容・事情等を十分にお伺いし、可能な限りお客さまのご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。

1 苦情処理措置の内容

当会では、利用者のみなさまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JA バンクに関するご相談及び苦情等を受け付けております。

苦情等受付窓口	資金部（貯金関係）	電話番号 019-626-8726
	融資部（貸出関係）	電話番号 019-626-8735
	受付時間	9：00～17：00（金融機関の休業日を除く）

なお、JA バンク相談所でも、JA バンクに関するご相談・苦情を受け付けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）
電話番号 03-6837-1359
受付時間 9：00～17：00（金融機関の休業日を除く）

2 紛争解決措置の内容

苦情等の申し出につきましては、当会が対応いたしますが、納得のいくような解決が得られず、利用者のみなさまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター

なお、JA バンク・JF マリンバンク相談所は、上記弁護士会と提携しており、利用者のみなさまは当相談所を通じて上記弁護士会をご利用いただけます（直接の申し立てはできません）。

金融円滑化への取り組み

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、金融の円滑化に取り組んでまいります。

（令和7年度末における貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権累計は、378件、14,168百万円となっております。）

《金融円滑化にかかる基本的方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 代表理事理事長以下、理事、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 代表理事理事長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 「金融円滑化管理統括者」を設置し、金融円滑化担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

コンプライアンスへの取り組み

内部監査体制及びリスク管理体制

内部監査体制

当会は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務遂行状況について、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、適正な業務運営の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、年度ごとに定める業務監査計画に基づき、当会の全部署を対象に実施するとともに、監査結果は定期的に理事会、経営管理委員会に報告しております。

なお、内部監査部門は被監査部署の改善取組状況について定期的にフォローアップを実施しております。

リスク管理体制

会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、年度ごとに「リスクマネジメント方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等について規定するとともに、リスクマネジメントに関する協議機関として ALM・リスク管理委員会を設置する等、リスク管理の基本的な体制を整備しております。

また、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスク等の保有する様々なリスクを総体的に把握し、経営体力である自己資本の範囲内に適切にコントロールする統合的リスク管理に取り組んでおります。

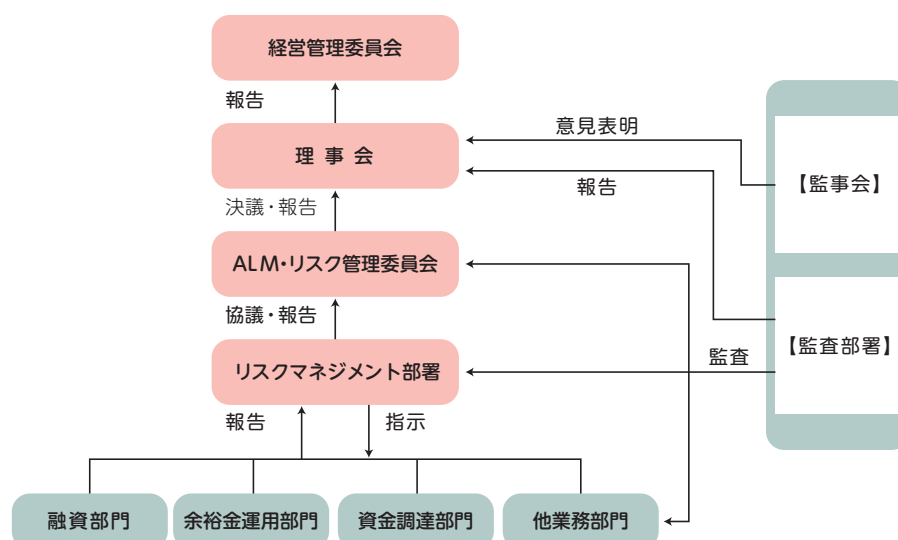
1 リスク管理全般

「リスクマネジメント方針」等リスク管理にかかる重要事項の決定は理事会で行っております。また、各種リスクの実態把握及び統合的なリスク管理に向けた具体的なリスクマネジメント方策等については、ALM・リスク管理委員会で協議を行い、その結果を理事会に報告しております。

与信取引にあたっては、営業部門と審査部門を独立し、審査部門が二次審査を行うほか、各部門において審査及び債権管理能力の向上に努めております。

さらに、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況等については、監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性と有効性の観点から検証・評価を行っております。

《リスク管理体制》



2 各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクのことです。

当会では、内部格付により与信先別に与信限度額を設定し、与信管理を行うとともに、格付別・業種別の与信状況についてモニタリングを実施し、与信集中を管理する等、信用リスク管理に努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達において必要資金が確保できず資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも高いコストでの調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当会では、大口の資金動向や資金決済等の管理を日々行うとともに、流動性資金として短期資金や流動性の高い有価証券の確保に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の市場要素の変動により保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。

当会では、保有する有価証券等について VaR によるリスクの計量化を行うとともに、銀行勘定の金利リスク量（△ EVE 及び △ NII）を計測し、リスクバランスや銀行勘定の金利リスク量の水準を管理しております。

リスク マネジメント

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、業務の過程、役職員の活動、システムの不適切及び外生的な事象にかかるリスク等です。

当会では、報告制度により顕在化事象を分析するとともに、自己検査の実施や監査部門による定期的な業務監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、情報セキュリティに対しては情報セキュリティ基本方針等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。近年高度化・巧妙化しているサイバー攻撃については、部門横断的な管理態勢のもとでサイバーセキュリティ対策の強化を図っております。



5

当会のプロフィール

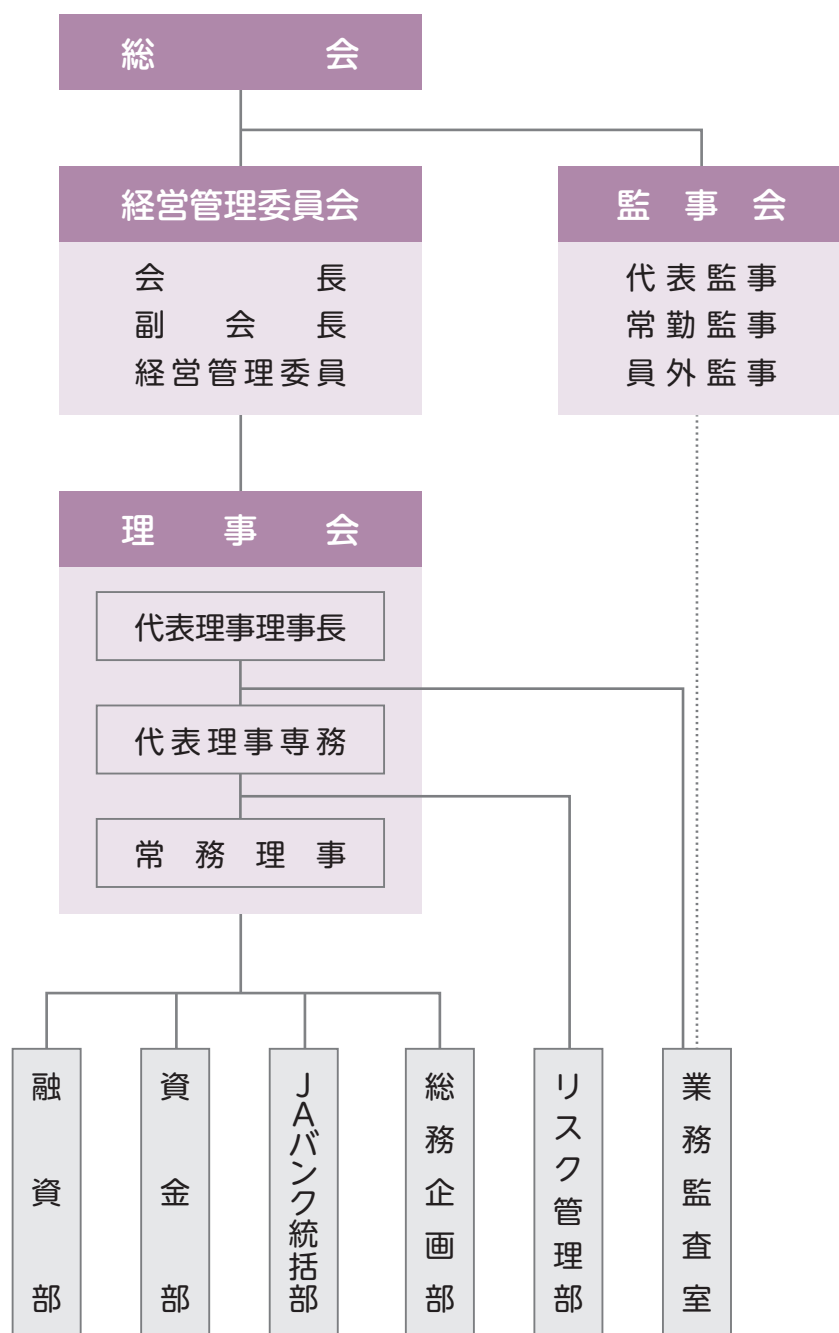
組織図・職員数	100
役員	101
店舗・会員数等	102
当会のあゆみ	103

当会のプロフィール

組織図・職員数

5

当会のプロフィール



(令和8年6月30日現在)

[職員数]

区 分	令和6年度	令和7年度
男 子 職 員	59人	57人
女 子 職 員	29人	33人
合 計	88人	90人

(令和8年3月31日現在)

当会のプロフィール 役員



経営管理委員会会長
伊藤 清孝



経営管理委員会副会長
菊谷 雅行



代表理事理事長
工藤 孝志



代表理事専務
高橋 勝也

[役員の一覧]

●経営管理委員会

経営管理委員会会長(非常勤)

伊藤 清孝

経営管理委員会副会長(非常勤)

菊谷 雅行

経営管理委員(非常勤)

後藤 元夫

経営管理委員(非常勤)

小川 節男

経営管理委員(非常勤)

佐々木 雅博

経営管理委員(非常勤)

佐藤 一則

経営管理委員(非常勤)

高橋 利光

●理事会

代表理事理事長(常勤)

工藤 孝志

代表理事専務(常勤)

高橋 勝也

常務理事(常勤)

太田 清真

●監事会

代表監事(非常勤)

猪股 岩夫

常勤監事(常勤)

星川 孝志

員外監事(非常勤)

佐藤 雄一郎

(令和8年6月30日現在)

当会のプロフィール
店舗・会員数等

[店舗]

店 舗 名	所 在 地	代 表 電 話 番 号
本 所	盛岡市大通一丁目2番1号	019-626-8700

[会員数]

資 格	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
正 会 員	20会員	18会員
准 会 員	60会員	60会員
合 計	80会員	78会員

[子会社等]

名 称	株式会社岩手県農協情報電算センター
所 在 地	盛岡市黒川7地割19番地
設 立 年 月 日	昭和53年4月14日
資 本 金	440百万円
当 会 出 資 比 率	26.1%
業 務 内 容	電算機処理の受託及びシステム開発

(注) 関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益の金額の重要性が乏しいことから、令和8年3月における個別財務諸表への注記を省略しており、連結貸借対照表等いわゆる連結財務諸表については、作成しておりません。

[自動化機器設置状況]

	台 数
県 内 J A 設 置 A T M	163
当 会 設 置 A T M	2
合 計	165

(令和8年3月31日現在)

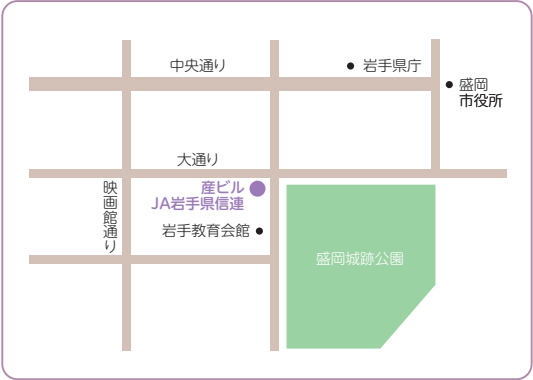
[会計監査人の名称]

みのり監査法人(令和8年6月現在) 所在地 東京都港区

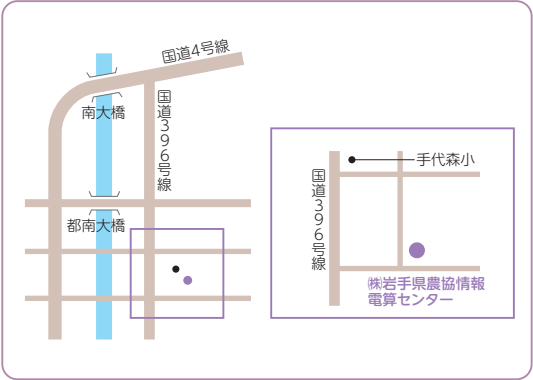
[特定信用事業代理業者の状況]

該当する取引はありません。

Access



Access



当会のプロフィール

当会のあゆみ（暦年）

昭和

22年	「農業協同組合法」公布
23年	当会設立
29年	農林漁業金融公庫資金業務取扱開始
37年	産業会館落成に伴い本所事務所移転
38年	住宅金融公庫資金業務取扱開始
39年	全国農協貯金者保護制度発足
41年	内国為替業務開始
45年	盛岡手形交換所に代理交換加盟
49年	全国農協信用事業相互援助制度発足
51年	当会年度末貯金残高1,000億円達成
53年	雇用促進事業団の財形進学融資業務受託 国民金融公庫の進学資金貸付業務受託
54年	全国銀行内国為替制度加盟
55年	当会年度末貯金残高2,000億円達成
56年	事務センター完成、オンラインシステム稼働
57年	現金自動支払機(CD)稼働
58年	協同クレジットカード(JAカード)取扱開始
59年	県内農協貯金5,000億円達成記念並びに組合金融躍進大会開催 江刺支所を水沢支所に統合。平成8年まで段階的に13支所を統廃合
60年	全国農協貯金ネットサービス稼働
61年	自由金利型定期貯金の取扱開始 当会年度末貯金残高3,000億円達成
62年	岩手銀行とのCDオンライン提携開始
63年	マイカーローン「ウイング」発売

平成

1年	レディースプラン「ほほえみ」発売
2年	都銀等との業態間CDオンライン提携(MICS)加盟 当会年度末貯金残高4,000億円達成
3年	外貨両替業務取扱開始
4年	当会年度末貯金残高5,000億円達成 CIの展開 愛称「JA」の採用
6年	国債窓口販売業務取扱開始(自己窓販)
8年	信用新オンラインシステム稼働 支所閉所による本所集中体制の実現並びに本所1階店舗開設
9年	会内LAN 稼働
10年	当会創立50周年記念式典開催 JAバンクの導入
11年	投信販売業務取扱開始
12年	県内イントラネット稼働
13年	経営管理委員会制度導入 JAグループ貯金1兆254億円達成 JAネットバンクサービス開始
14年	JAバンク基本方針に基づく「JAバンク岩手県本部」の設置 郵便貯金とのATM提携
16年	JASTEM システム稼働(農協系統全国統一オンラインシステム) JAバンク岩手ローンセンター開設 JAバンク岩手事務集中センター開設
17年	決済用貯金取扱開始 系統サービサー岩手営業所開設 セブン銀行とのATM提携

18年	新JAカード取扱開始
19年	JAいわてグループ経営健全化計画(再発防止策)策定 JAバンク岩手農業金融センター開設
20年	3地区のJA合併に伴う財務支援の実施
21年	自己資本増強の実施 農林中央金庫の増資への対応
22年	JAバンク岩手年金センター・同人材育成センター開設 米戸別所得補償支払いへの対応
23年	東日本大震災の発生及び復興支援対応 JASTEM次期システム稼働 県内JA貯金1兆円達成
24年	震災特例支援スキームに基づく、資本注入の対応 JAバンク岩手ローンセンターによる特定信用事業代理業の開始
25年	CS改善プログラム導入 コンビニATM(LANs、e-net)提携
26年	県内JA全渉外担当者、全店舗にタブレット端末導入 法人JAネットバンクサービス開始 JAバンク岩手アカデミー研修施設設置
27年	JAバンクでんさいサービス開始 夏期・年末キャンペーン「ちょいリスでGO!」発売 農協改革に伴うJAバンク自己改革を決定
28年	中央会・連合会の共通機構として「JAいわてグループ農業担い手サポートセンター」を設置 信用事業強化計画の遂行による優先出資の全額消却 経営健全化計画の前倒し達成による劣後ローン全額返済
29年	JA岩手中央酪の信用事業を譲受 定期積金「カナエール」発売
30年	「JAいわてグループ経営健全化計画」の達成承認 岩手県中小企業家同友会と包括連携協定締結
31年	自己資本増強の実施 当会創立70周年記念誌発刊

令和

1年	会計監査人による監査開始
2年	新型コロナウイルス感染症対策としてBCP対応オフィスによる遠隔勤務の開始
3年	JAバンク優遇プログラム導入
4年	第19次経営3か年計画スタート 岩手県版食育教材本を岩手県農協青年組織協議会と共同で制作し、県内小学校に贈呈
5年	貸出システム稼働
6年	営業店システム導入 岩手県警察本部と「マネー・ローダリング及びテロ資金供与防止並びに特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結 株式会社TOWING 及び関連団体と包括連携協定を締結
7年	第20次経営3か年計画スタート 顧客店舗利用型タブレット「JAバンクSmileNavi」導入 税理士法人と連携した生前相続相談対応開始

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）……………ページ

1 概況及び組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織……………	6、100
（2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名……………	101
（3）会計監査人の名称……………	102
（4）事務所の名称及び所在地……………	102
（5）特定信用事業代理業者に関する事項……………	102
2 主要な業務の内容	
（1）主要な業務の内容……………	28～36
3 主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況……………	9～14
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況……………	56
a 経常収益	
b 経常利益または経常損失	
c 当期剰余金	
d 出資金及び出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
（3）直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標……………	57～59
b 貯金に関する指標……………	60
c 貸出金等に関する指標……………	61～65
d 有価証券に関する指標……………	66～68
4 業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理の体制……………	97～98
（2）法令遵守の体制……………	90
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況……………	18～24
（4）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………	95
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 または損失金処理計算書……………	38～52
（2）債権にかかる額及びその合計額……………	64
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	
b 危険債権に該当する債権	
c 三月以上延滞債権に該当する債権	
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	
（3）元本補填契約のある信託にかかる債権に関する事項……………	64
（4）自己資本の充実の状況……………	70～88
（5）取得価額または契約価額、時価及び評価損益……………	66～68
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c デリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
（6）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………	65
（7）貸出金償却の額……………	65
（8）会計監査人の監査を受けている旨……………	52

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系……………	54～55
---------------	-------

JAバンク岩手のネットワーク

県内JA数	7JA
店舗数	62店舗
移動店舗車両配置JA	JA新しいわて JAいわて花巻 JA岩手ふるさと JAいわて平泉 JAおおふなと

令和8年6月30日現在
(※) 本所・本店を含み同一建物内の店舗を1とする。



様々な情報を満載！ JAバンク岩手の公式サイト

JAバンク岩手の概要や、県内JAのお取扱商品・サービス等といったJAバンク岩手の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンやスマートフォンを利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」等、各種メニューへのリンクも充実しております。



<https://www.jaiwate.or.jp/jabank/>





JA岩手県信連の現況

JA岩手県信連 総務企画部
〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号
TEL 019-626-8700
URL <https://www.jaiwate.or.jp/jabank/shinren>

